

1.
—
般

RG'-0026

0007

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



電信案
十一月六日（水）午後三時半
二、場所 三階三〇七号室
三、出席者 管理在外邦人部有力員
修治三 法規課
軍事課 中後員
終局管理在外邦人部

至急
局長

西部及中部太平洋米軍占領地区の
埋葬邦人の処置に関する打合會の件

終局管理部 高木在外邦人課長

首題の件につき別添報告書の如き経緯
ありに鑑み左記の通り関係各部と打合せ
致すに付各部へ希望を仰持する上関係
者を出度せしめられ渡す。

電信案 外務省

中部及西部太平洋米軍占領地区内
埋葬邦人の処置に関する件 (三二、二二、三)

終連管理部 高木在外邦人課長

八月七日附司令部秘令ケエツクシートを以て中部及西部太平洋米軍占領地区墓地に埋葬せしめられたる邦人の各地域個別数字を通知して来たので、出来得ればその人名をも通知ありたい旨は頭に

電信案 外務省

G-2に依頼した処、更に九月三日附G-2ケエツクシートを以て関係名簿を送附して来たので、當時当課あり関係各部に右書類の寫を傳達して置いたが、十一月二日右名簿の發送元たる Chief Quarter Master の Major Rivista より呼出しがあり、右名簿は其後如何に利用せられたるかの偵問があったと同時に、是等海外戦没

電信案 外務省



將兵邦人に就て日本政府と之が取扱を大切に
 せらるゝを極めて肝要と存せられ、將來二、三年を経
 て國民が落着いた時、政社は果して是等戦没將
 兵を如何に取扱ひられたか必ず問題となるべし、米
 側は目下自己の海外戦没將兵の処置に就て切角
 手配中であるが、日本側に於ては本件改定、至
 急立案せらるゝに於ては、自分として出来ると
 電 信 案 外 務 省

の協力を惜しまぬものがある、執つては此等埋葬
 邦人の処置につき、例へば日本政府と之を
 現狀の如く現地に埋葬を希望するや
 (埋葬の場合には墓地獲得の問題も起るべし)
 或は
 (遺骨をとり日本へ送還を希望するもの)
 (輸送船腹の問題もあるし、又人を派遣し、
 電 信 案 外 務 省

RG'-0026



管理司在外
 南方課長
 條約局指規
 課長
 軍事課
 一復
 二後
 右関係方面係官
 には多し副座長
 しあり

管理司 長
 在外 南方課長

中部及西部太平洋米軍占領地区内
 埋葬邦人の處置に関する件(三二二二一四)

首題の件に關し十一月二日 Chief Quartermaster,
 Memorial Division のリクエストより日本側
 の具體的希望事項を提示ありたい旨指示あり
 更ニ十三日電話を以て右日本側 希望事項

電信案
 外務省

電信案
 外務省

其の他海外駐在者に對する日本側の希望事項
 具體事項も立案の上提示ありたく、尚右の立
 前とは日本側が独力で行ふことせられたい。
 と申入れがあつた。 此は本案に關しては関係
 各部署と打合の上進管の事とした。

RG'-0026

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

中果をきき、物にして持参ありたい旨、厚答ありたるが、
関係方面と打合せた結果を取纏め、^(別紙)十一月十日
再渡リグイスト少佐を訪問、別紙の如き日本側
希望の中果を提出した。

リグイスト少佐は右中果を上司に提示打合せの
結果、本件は輸送並に^(本件に同じ)起るべく必要労力を

全部日本政府が提供するとの旨を述べた。

電信案

外務省

2

全部O.K. 尚同事務所に於て関係列国政府
に同称勅諭をふせしむる様SCAPEを通じて連
絡をとらんことを約した。

尚リグイスト少佐は左の諸点を神足した。

別紙
一 概日本側希望の中果
二 三 人員派遣の件に係

二日、未詳地域に因しては、目下日軍人係上房の居
る地域については此等係上房をして立合及作業

電信案

外務省

3

RG'-0026



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

ありイニアヤガヒとて行ふべく日東政社より司令
 部は公式要求の要はない。尚東部命令のライ
 ンにこの司令部の指令、发表出来ず作れしおくに
 付十一月十九日(火)に改めを来訪ありなし。尚
 日中側とこれと同日直に關係方面の事件につい
 ての諒解をとりつけ置かれたい。
 尚リグイスト少佐は早稲ヶハワイに出張した際

電信案

外務省

には差らしめることとし特に日本より派遣の要はない。
 是は骨は傷多の引揚と同じ引揚船が送還
 然るく、傷多方の居る地域については日中側と
 連絡の上措置する。
 ②事件の公表については未だ内閣議事の關係
 係もあり慎重を期する要あり。
 ③事件発起の系統に關しては、司令部側

電信案

外務省



別紙

海外郵政埋葬者送還に因する

日本側 希望書

一、参照文書

①一九四五年八月七日附付一、二 Japanese Liaison

②エソタ・レポート(一七六号)「太平洋地区米

軍一基地内埋葬者の日本郵政者の名簿に因

電信案

外務省

同方面の郵政埋葬者の送還に因し打合せた
結果、ハワイ方面の郵政埋葬者約一〇〇柱
あり
昨年十二月月中旬同方面の係長より引
揚の際送還の予定に付右費骨箱(約
一〇〇箱)を大至急準備せらるべき、と認め

電信案

外務省

6



一九四五年九月三日附 G-1 Japanese Union
 生ラット一ニ七一号 西部及中部大
 平洋米軍占領地区日軍人死七者名簿に
 関する件
 日本
 海外戦没者に関し日本政府は左の如く
 措置案の實施を希望するに付、本件に因
 し聯合軍最高司令部の斡旋及援助を

電信案

外務省

懇請す。
 日軍人海外戦没者は之を日本へ送還するを
 原則とし、右原則に従ひ、戦没者の埋葬
 一死体は出東了限り之を最極大葬に附し、
 遺骨遺品並に遺品を日本に送ること。
 遺骨遺品無き場合は埋葬地の土塊あり
 とも送附することを許されたいこと。

電信案

外務省



電 信 案

外 務 省

(一) 此等「普通」船の輸送には引揚船を使用
 申の地域に於ては之を利用するも、引揚船な
 り地域に於ては總司令部承認の下に特
 別船を派遣するも。
 (二) 右計「普通」船の輸送のため責任ある代表者及
 必要数の作業員を出来る限り各地域へ
 派遣するも。

電 信 案

外 務 省

(四) 戦没者及びその遺孀等其他の戦没に關しては
 一九二九年七月二十七日ジュネーブに於て調印せし
 られたる「戦場に於ける傷病者の條件改善に
 關する條約」を回復、並に一九二九年七月二十
 七日ジュネーブに於て調印せられたる「傷病者
 の待遇に關する條約」を七十六條の遵守
 を關係列國に要求するも。



東部戦事未了件修繕

第四條

戰場に於ける傷病者の遺件改葬に關する條約
一九二九年七月三十一日ジュネーヴに於て調印

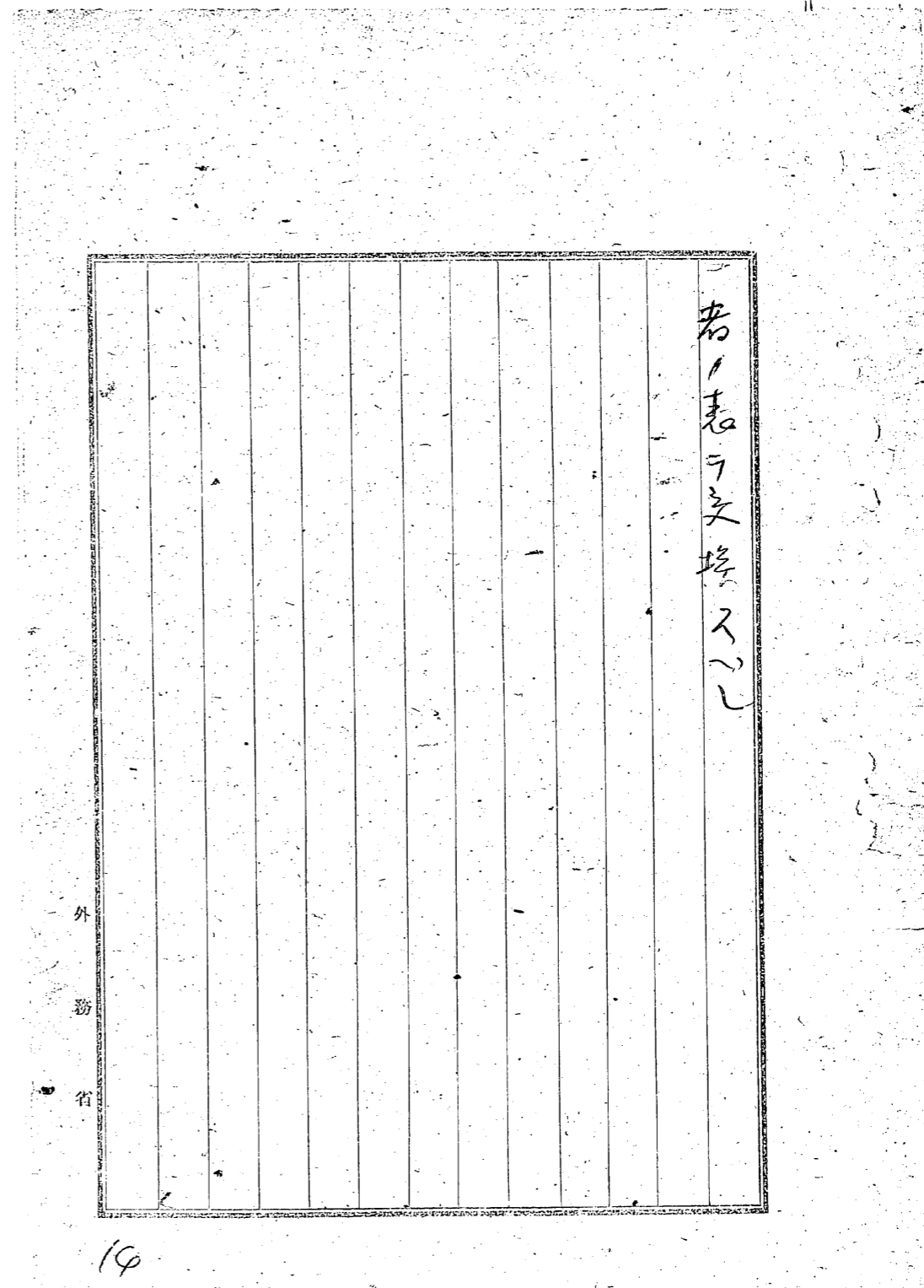
交戦者の收容又ハ発見せられたる傷病者、病者
及一死者ノ姓名並ニ之ヲ認識スルニ足ル一切ノ
資料ヲ或ル心ヲ束ニ相立ニ通知スベシ
交戦者ハ一死ニ證明書ヲ付付シ且交換スベシ
交戦者ハ又戰場ニ於テ又ハ一死者ヨリ発見せら
ル一切ノ個人的用品特ニ認識票ノ半ノ分
（他ノ半ハ一屍体ニ附ケ置カレトス）トス
其遺集シ且交換スベシ
交戦者ハ一死者ノ土葬又ハ火葬ニ先テ一死七

外務省

ヲ確認シ一死者ヲ認識シ且之が報告口ヲ爲シ
得ル多ク得ル且出来得ルバ医学的ノ
身体検査ノ行ハル極意スベシ
交戦者ハ尚一死者が敬意ヲ以テ埋葬セシ、
其ノ墳墓が尊敬セラレ且常ニ見出サレ
得ル極意スベシ
交戦者ハ之が爲メ新令開始ニ際シ墳墓表
場此ノ移転如何ニ拘ラズ後日タムストフル
屍体發掘ヲ可成ラシメ且屍体ヲ認
識し得ル目的ヲ以テ墳墓を信アハルニ認
識スベシ
交戦者ハ新令ノ終リタルトテ墳墓表
並ニ其ノ土地他ノ場ニ埋葬セラレタル死

外務省





者ノ表ヲ交換スベシ

外務省

19

RG'-0026

00 18

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

戦場に於ける傷病者の條件改善に関する條約

(一九一九年七月二十七日ジュネーブに於て調印)

第四條

交戦者ハ收容又ハ發見セラレタル傷者、病者、死者ノ姓名
名竝ニ之ヲ認識スルニ足ル一切ノ資料ヲ成ルベク速ニ相互
ニ通知スベシ

交戦者ハ死亡証明書ヲ作成シ且交換スベシ
交戦者ハ又戰場ニ於テ又ハ死者ヨリ發見セラレタル一切ノ
個人的用品特ニ認識票ノ半分(他ノ半分ハ屍体ニ附ケ置カ
ルベキモノトス)ヲ蒐集シ且交換スベシ交戦者ハ死者ノ土
葬又ハ火葬ニ先チ死亡ヲ確認シ死者ヲ認識シ且之ガ報告ヲ
爲シ得ル爲慎重ナル且出来得レバ医学的ノ身体検査ノ行ハ
ルル様注意スベシ
交戦者ハ尙死者ガ敬意ヲ以テ埋葬セラレ、其ノ墳墓ガ尊敬

セラレ且常ニ見出サレ得ル様注意スベシ
交戦者ハ之ガ爲戦争開始ニ際シ墳墓ノ場所ノ移転如何ニ拘
ラズ後日爲スコトアルベキ屍体發掘ヲ可能ナラシメ且屍体
ヲ認識シ得シムル目的ヲ以テ墳墓係ヲ公ニ組織スベシ
交戦者ハ戦争ノ終リタルトキハ直ニ墳墓表並ニ其ノ墓地及
他ノ場所ニ埋葬セラレタル死者ノ表ヲ交換スベシ

(附録長・京葉)

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0026

0019

第七十六條
 俘虜ノ遺言ハ内國軍軍人ト同一ノ條件ヲ以テ
 受領セラレ且作成セラルベシ
 同様ニ死セシノ證明ニ關シテ書類ニ關シテモ同一ノ
 規則ニ從フベシ
 交戦者ハ拘束中ニ死セシムル後其遺言ハ鄭重ニ埋葬
 セラルル様及墳墓ガ有用ナル一切ノ表示ヲ有シ、
 尊敬セラレ且相應ニ維持セラルル様注意スベシ

外務省

俘虜の待遇に関する條約

(一九二九年七月二十七日ジュネーブに於調印)

第七十六條 俘虜ノ遺言ハ内國軍軍人ト同一ノ條件ヲ以テ受領セ
 ラルベシ且作成セラルベシ
 同様ニ死亡ノ證明ニ關スル書類ニ關シテモ同一ノ規則
 ニ從フベシ
 交戦者ハ拘束死亡シタル俘虜ガ鄭重ニ埋葬セラルル様
 及墳墓ガ有用ナル一切ノ表示ヲ有シ、尊敬セラレ且相
 応ニ維持セラルル様注意スベシ

管理局長

引揚艦隊課長

引揚艦隊課

中部及西部太平洋地区内

管理局引揚艦隊課

次官

總務局長

條約局長

戰没將兵遺骨の処置に関する件

一 昭和廿一年八月七日附總司令部GIIフェラントを以て中部及西部太平洋半軍占領地区の埋葬せんとする戦没將兵の各地域別数字を通知して来たので、当方より出集得小はその各表を送附あり度き旨所請せらる。九月三日GIIフェラントを以て人名表を送附して来た。

二月年十一月二日 Chief Quartermaster, Memorial Division のリクエスト少佐より日本側の具体的希望事項を提出あり度き旨指し示ありたり。早速関係方面と打合せの結果、原則として發掘果の持歸り度き趣旨の案を作成。同少佐より十一月十四日手交した。

本條の
*はたし今海
いの記、結果
より由

外務省

原に
全、事とリ
な、抑さ
能、上、見
ハ

その後、
（要するに）

其の後翌年五月リクエスト少佐の要請に應じて往傳せらる。前記日本側非公式案は大体賛成であるが、その要する一切の経費は總て日本政府の負擔となすべき旨の回答があった。

三 其の後本件は關して具体的を初まけりたが、本年初頭第一復員局の依頼は其は同少佐に対し爾後進展振りを伺いたる。本年盛夏頃米軍將兵の遺骨發掘送還が終了する。その後具体的本件を進展致し度き旨の回答があった。

四 本月二十五日以前記リクエスト少佐の要請で同少佐と Memorial Divisionは往訪する際別紙の如き比島地区に於ける遺骨發掘に關する具体案も提示があった。八月廿六日第一第二復員局条約法規、船舶運送

外務省

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500
Diplomatic Section

AG 518 (5 Mar 52)DS

5 March 1952

MEMORANDUM FOR: Japanese Ministry of Foreign Affairs

SUBJECT: Repatriation of Japanese War Dead in the
Pacific Islands

1. The United States Government is seeking to determine a policy concerning the repatriation of Japanese war dead by the Japanese Government from Pacific Islands currently under United States control. It is realized that the closest cooperation between the Japanese Government and the United States Government will be required to place this policy in effect.

2. It is assumed that the Japanese Government is currently formulating an over-all plan to deal with this same problem and that certain broad objectives are already fixed.

3. To assist the United States Government in devising means for cooperating on this project, it would be appreciated if the Ministry could furnish this Headquarters with a general outline of any plan which the Japanese Government may now have. Knowledge is desired in particular as to whether this plan would contemplate maximum repatriation of war dead remains or only token disinterment and the establishment of memorials.

4. It is requested that the Ministry furnish this Headquarters with any available records concerning the location of Japanese war dead burial areas or graves in those Islands now under control of the United States Government.

For the Chief, Diplomatic Section:

Charles N. Spinks
Acting Deputy Chief,
Diplomatic Section

Received: 7 Mar. 11:10 a.m.
Shukan: A-57
Copy: C. of IC, C of SO, Jikan
IC-3, MA, C of A, SA-1.

等の関係官会議を開き協議の結果右同少佐提示
の具体案に関する回答は九月十一日迄第一第二提示
局で作成し九月十五日迄遅滞なく同少佐宛提出
すべく努力した

外務省

アジア課長
アソ課長

四課長

沈没船内の遺
品の調査
の要

五課長

首席事務官

再四

アジア局
第五課

四一七

1952.4.19
第一課

27.4.21

外地の遺骨に関する件

首題に關し、第三復員局中島事務官が来訪、外地の遺骨の処理方針に關し、フエの如く語つた。

(一) 別添書類が要求され、米軍管理下における遺骨の処理方針に關し、フエは、まだ復員局長の決裁にとり置き、いかにが、教

中には決裁し、見込みである。決裁後、大蔵省の了解をとり、

4月14日に提出する予定である。

(二) 南支那地域の遺骨処理方針に關し、フエも自下研究中であるが、現在沈没艦艇内の遺骨の処理が問題にたつてゐる。

この点もあわせ、研究し、フエも自下研究中である。

(三) 従つて沈没艦艇の引揚に關し、フエも自下研究中である。情報提供

に欲し。

外務省

四 南支地域全般(沈没艦艇の分も含む)の遺骨処理方針は
事務官局長の決定後、閣議にかかると思ふ。

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0026

0023

録
附録第六号

外地残留遺骨の処理について。(第一案) 昭和二七、五、三、復員課

平和條約の効力が発生し、日本國はここに独立を恢復したのであるが、このときにおいてなお國民の心を暗くしているのは、まだ、かつて戰場となつた諸地域に、白骨をさらしたままの數多くの戦没者が残されているという事實である。従つてその收容送還は全國民の熱願であり、又國としてはこれがためにあらゆる手を盡すべき義務を負つていゝといわねばならない。過日政府は調査員を派遣し、硫黄島及び沖繩における遺骨の状況を調査せしめたのであるが、このことは、今後の本格的處理の前提として行われたことは当然であり、しかも西地域とも、その調査結果は本格的處理を速に実行すべきであるとの結論が出ているのである。

一方平和條約に附隨する日本側の宣言は、その前段において日本國內にある連合國の戦死者の墓、墓地及び記念碑の維持又は整理に關し日本國の協力を述べ、その後段において、日本國は連合國が、連合國の領域にあり且つ保存を希望される日本人の戦死者の墓又は墓地を維持するために取極をする目的をもつて、日本國政府との協議を開始すべきことを信ずる。と記している。この宣言は、勿論墓又は墓地を対象としたものであつたが、その精神は、まだ墓にも墓地にも埋葬されていぬ戦没者の遺骨そのものの處理をも含んだものであることは当然といえよう。かくの如き宣言を行つた日本國として、仮に残留遺骨の處理に關し何等の手を盡さないと彼らに時日を遷延するとかのことがあつたとしたならば、國際的にも信を失する結果となるのは当然である。

しかしながら、その実行は、相手國との協定の上に、又その協力を得て、始めて可能であることは勿論であるが、既にアメリカ政府は、平和條約発効前において既述した通り硫黄島及び沖繩の調査を容認したのみでなく、三月日本外務省宛に書簡を送り、「一、米國政府は、目下米國の管理下にある太平洋諸島から日本軍人戦死者の引取に關する日本政府の政策の決定を求めてゐる。日本政府並びに合衆國政府間の緊密なる協調は、本政策を実行に移す上に重要であると思はせられる。二、日本政府は現在右の問題を取り扱うために全面的な計畫と立案中であり、且つ廣い目的は既に決定されていゝであらうと推察される。三、本計畫に協力するための手段を考察する上について合衆國政府を援助するため、外務省から日本政府が現在持つてゐる案の輪廓を知らせてからえれば幸甚である。特に同計畫が戦死者の遺骨の最大限引取り方外或は発掘した遺品の引取りが又は記念碑の建設を考慮してゐるかを知りたい。」と非常に好意ある態度を披れ、即ち、外地遺骨の處理に關しては、国内的にも國際的にも、政府として速に政策を樹立し、その実行に移すべき時機に到達してゐるので、左の如くその要領を決定し、その実行を推進すべきである。

第一 地域及び着手順序

一 先ず米國の管理地域につき計畫を立案して、実行に着手し、その他の國の管理地域に關しては諸般の状況によつてこれを定める。

二 米國地域については、日本軍が玉碎せり地点のうち先ず次の諸島についてこれを行ふ。

硫黄島
沖繩
ウナイパン島
テニアン島

12

ガブム島
ペリリニ島
アンガウル島
アツツ島

三 前号の諸島に關する処理は、本年九月頃開始し、本年末までにこれを完了する。但し、アツツ島に關しては、季節の關係がこれを許さない場合は、昭和二十八年夏にこれを先行し、沖繩に關してはその完了の時期は本年度末とする。
四 第三号に掲げた諸島以外の玉碎地兵()に關する処理の時期は、追つてこれを定める。

第二 一般の処理要領

- 一 処理は、日本政府がその責任においてこれを行い、その責任は、引揚援護庁とする。
- 二 処理に平行し、現地において適當なる慰靈行事を行う。
- 三 收容できた遺骨(火葬の上)及び記名ある遺品は、これを内地に還送する。記名の遺品は現地に埋葬する。
- 四 旧住民の墓及び墓地は、そのまま残す。
- 五 仮埋葬の墓で氏名の判明するものは、祭壇してその遺骨及び遺品を内地に還送する。
- 六 各島につづつ簡素なる無名碑の碑を建て、但し、沖繩については、現地在民の民意によつて決定する。

第三 各島毎の計畫の概要

一 硫黄島

(一) 同島の地表面には既に殆んど遺骨は残っていないが、一部の洞窟の奥深くには残存して、調査員が實際に自棄したその数は約八〇〇体であったが、入口を発見できなかった洞窟及び輕易な作業で入口を開け得る洞窟内の遺骨をも含めると、全部で三、四千体となるであろう。

(二) 作業人員は、約三十名で、作業期間は約二ヶ月の予定である。

(三) 作業力の提供及び政府からの派遣員の現地における宿營給養の援助については、同島で俯鉄収集作業を行つてゐるステフェス・インターナショナル会社及び高野建設株式会社と政府との間に契約を行う。

二 沖繩

(一) 作業は、將來同島に設置せらるる、日本政府沖繩連絡事務所の職員及び派遣する専任職員が、沖繩官民と協力して行う。

(二) 日本政府は、作業のための經費及び必要な資材(セメント、火葬用材料等)を沖繩政府に交付する。

(三) 作業は、これを三期に分け、各期の作業の概要は次の通りとする。

- (一) 第一期(本年十月まで)
 - (1) 遺骨遺品の処理について普及する。
 - (2) 内地出身者の墓地等について調査し、記録を整理する。
 - (3) 個人の所有してゐる遺品を収集し、又納骨所内にある遺品につき、記名の有無と異檢整理する。
- (二) 第二期(本年十一月より昭和二十八年一月まで)
 - (1) 未收骨又は收骨不完全な地域の收骨を行う。
 - (2) 開口又は輕易に開口し得る洞窟内の收骨を行う。
 - (3) 氏名の判明してゐる内地出身者の墓地を祭壇する。

- (3) 第三期(昭和二十八年三月まで)
- (1) 収容した遺骨中内地出身者であることが判明するものは、氏名が判明したものもしいものも内還する。
 - (2) 収容した遺品中内地出身者のもので氏名が判明したものは、内還する。
 - (3) 各納骨所の遺骨(新たに収容した遺骨を含む)の約半分を大葬して内還する。
 - (4) 氏名の判明しない遺品は、現地に埋葬するか、適当なる納骨所に収容する。
 - (5) 各納骨所に残り遺骨の処理は、沖縄住民の民意を主として決定する。所要の納骨所は改装する。

米野に在る。

- 三 サイパン島、テナン島及びグワム島
- (1) これらの島の遺骨の状況については、日本政府としてまだ何等の資料を有してはいないが、概ね硫黄島に準じたような実情にあるものと推察される。但し、硫黄島に比し、島の面積が大であり、又洞窟障地の数も少いので、遺骨の発見は非常に困難であろう。
 - (2) 作業は先ず調査次第で処理という段階をとることなく、調査と処理を同時に行う。
 - (3) 三島を通じて、作業人員は約十名、現地作業期間は約三ヶ月間と予定する。
- 四 ペリリニュー島及びテングワレ島
- (1) 西島についても日本政府として知るところがなく、面積が非常にせまいので、遺骨の発見は、比較的容易であらうと推察される。
 - (2) 作業は、調査と処理を同時に行う。
 - (3) 西島を通じて、作業人員は約五名、現地作業期間は約一ヶ月と予定する。

五 アッツン島

- (1) 現在無人島となつてゐると推察され、又北洋の關係上特別の考慮をせなければならぬ。
 - (2) でき得れば本年夏、できなれば来年少瀬の北洋漁業船に便乗して作業人員を派遣する。
 - (3) 上陸しての現地における処理期間及び処理要領は、漁業実施の状況、島の事情等を考慮してこれを定める。
 - (4) 作業人員は、約五名とする。
- 第四 交通、通信及び宿営給養
- 一 作業人員及び遺骨の輸送のためには、商業航空路又は航路のあるところにおいてはこれを利用する。
 - 二 航路はないが、肩袋収集、沈船到場その他の目的で日本側の会社が船を運航しているところにおいては、日本政府と当該会社との契約によつてこれを利用する。
 - 三 前三号により得ないところにおいては、アメリカの特殊の航空機又は交通船に便乗する様交渉を行う。
 - 四 通信についても前諸号に準ずる。
 - 五 現地における作業人員の宿営給養は、一般の商業施設又は日本側会社の施設を利用できないときは、現地アメリカ側機関に依頼できるように交渉を行う。
 - 六 前諸号による各地域別の予定は、次の通りである。

硫黄島	交通、通信	宿営給養
沖繩	日本側会社船又はアメリカ機	日本側会社施設
	一般航路	一般施設

秘

REPATRIATION OF JAPANESE WAR DEAD IN THE PACIFIC ISLANDS

I. Areas and Order of Operation

The Government plans to repatriate the war dead remains first from the Pacific Islands under control of the United States authorities, and then from the areas of the other countries.

Among the areas under control of the United States authorities, the following islands are scheduled to be the first objectives.

1. Iwo-Jima
2. Okinawa
3. Saipan
4. Tinian
5. Guam
6. Palaus
7. Angaur
8. Attu

Of the above islands, repatriation operations will commence around September 1952, and be finished by the end of the year. But in the case of Attu, due to weather difficulties, the operation will be conducted during the summer of 1953. As for Okinawa, the repatriation will be finished by March, 1953.

II. General Principles of Repatriation Operations

1. The operations will be conducted under responsibility of the Japanese Government and the organization which is responsible for this operation is The Repatriation Board, Ministry of Welfare.

2. In connection with the operation, some ceremonies of consolation will be conducted on the spot.

第五課長

主席事務官

引揚班長

Handwritten notes in Japanese, including "米大佐" and "引揚班長".

サイパン、テニアン、グム島
ペリリュー、アングウル島
アッツ島

アメリカ機(又は船)
アメリカ機又は船又は日本側会社船
日本側会社船

アメリカ施設
アメリカ施設又は日本側会社施設
日本側会社施設

第五 内地送還後の処理

一 内地に送還した遺骨及び遺品のうち遺族の判明するものは、これを交付する。
二 遺族の判明しないもの及び無名の遺骨は、これを適當なる民間団体に交付して、例えば、無名戦士の墓等適當なる納骨施設に收納する。

16

RG'-0026

0027

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

インド (マニラ作戦) および
 ビルマ (イラワジ作戦) からの
 遺骨処理についても御考慮
 願わした。殊にインドに於て
 はすでに外交関係も樹立され
 ているから直ちにインド政府と
 交渉を開始すること、致し
 度い。
 中五課長殿
 下

3. Bones and remains which are possible to identify, will be brought back to Japan and those impossible to identify are buried in suitable places on which monuments will be established, if permitted.

III. About Saipan, Tinian, Guam, the Palaus, Angaur, and Attu.

As the Japanese Government has no information at present, it is hoped that the United States Government will furnish all available information.

In this connection, the information about Attu is acutely hoped for because the people of Hokkaido are eagerly desirous of expediting the repatriation of war dead on that Island, as early as possible.

IV. Transportation and Communications and Logistic Support

1. For transportation of the personnel and war dead remains, commercial air and sea lines will be utilized as much as possible.

2. In case no such lines are available, and the Japanese ships for picking up scrap iron or salvage operations are available, the Japanese Government will contract with those companies for the purpose.

3. In case the above two means are not available, the Foreign Ministry will conduct necessary negotiations with the United States authorities to provide such means.

4. As for communications, the same principles as above will govern.

5. As for logistic support for the personnel, the same principles will also govern.

AREAS	TRANSPORTATION AND COMMUNICATIONS	LOGISTIC SUPPORT
Iwo-Jima	Japanese or US craft company	Japanese facility
Okinawa	Commerical line	Commerical facility
Saipan, Tinian, Guam	US craft	US facility
Palaus, Angaur	US craft or Japanese company	US facility or Japanese company
Attu	Japanese company	Japanese facility

秘

アソ局長

アソ局長

加二課長

加二課長

加二課長

加二課長

五課長

首席事務官

引揚課長

外地残存遺骨の処理に付する会議中旨

アソ五課

内田事務官

一日時

五月十七日午後二時三十分

一場所

引揚援護庁長官室

一 参加者

引揚援護庁長官

外務省 アソ五課 内田

復員局長

加二復員局長事務官 松本秀樹 (二復)

一 会議中旨

報告は別紙のプリントの通りであるが、会議の結果

外務省

一 北支那の戦死者の追悼

(一) 地域及び被害順序の追記のニ、クモリン、プランを追加する

(二) アソのことは、北支那の戦死者の追記のニ、クモリン、プランを追加する

と開始する

(三) 一般の処理要領のニ、

収骨すべき遺骨及び記名碑の建設は、全部北支に送る

玉砕各島には是非記念碑を建設する(復員局長)

(四) 中支には、甲申中支連絡事務官の全管内に於て、

とす

(五) サイン、ペン、カラム、ペリ、ルー、ア、カ、ウ、の各島は、

日本側に於て全数現存し、同様の情報のないものは、

未調査とし、外務省を通知し、現存し、同様の情報を世間へ

返送するものは、復元局が責任を負う。

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0026

0029

外務省
(秘)

加一課長 (印)
加二課長
加三課長
加四課長
加五課長
沖繩艦長

以上

外務省

加五課長

首席事務官

3/揚取長

アジア局
27.5.29
第三課

アジア局
1952.5.28
第一課

米軍管下地域内玉砕地の遺骨処理要領を付

二七、五、二七

アジア五課

一先般回覧に供した遺骨処理要領の米軍管下玉砕地における詳細部実施要領の引揚援護指示書から別紙の如く
四行に記述する如く正に引揚回覧願ひを
二要旨の(1)無名戦士の碑標の文字は「三ノ丸戦士の墓」と改め
協賛情願あり
三本洋信館に同じ外務省に送附する。本館への送付は協賛情願あり
中野本館より現任事務官宛に申上り現任事務官との連絡協賛
自衛隊に送付するに要する書類は正に協賛情願ありとの連絡協賛情願あり

外務省



の行方予算措置と併行して、あるところを考慮する必要
があると思ふ。

四、本件は大蔵省との協議が済んでいないが、邦外には
一表、表裏を以て注意を要する。

○予算の格好は未だ開始の途上。

○本件、要するは非公式に、大蔵省関係に
連絡済。

以上

外務省

RG'-0026

0031

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

秘

米國管理地域内玉碎地の遺骨処理要領案

外務省 米務課

一、要旨

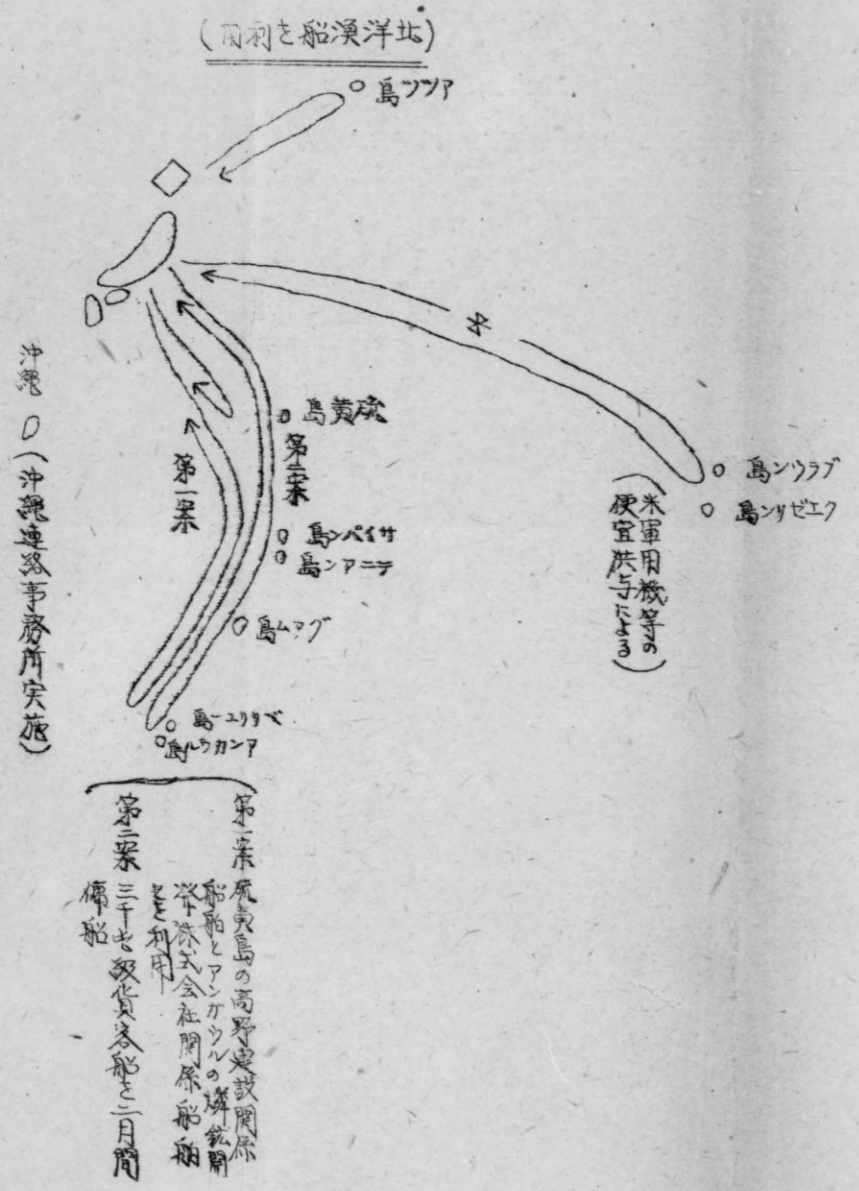
米國管理地域内の玉碎地たる硫黄島、沖繩、カイパン島、テニアン島、グアム島、マリリニー島、アンカウル島、アツツ島、クエセリン島及びアラウン島に於て、遺骨遺品の収集処理と慰靈行事を行う。

収集した遺骨は火葬し、その灰を内閣に埋葬する。収集した遺品は氏名が判明しているものはこれを内閣に、その他は現地に埋葬する。

各島に於て、死者簡素なる無名戦士の碑標を建て、慰靈する。但し、沖繩に於ては現地在民の意向と尊重し、次第とする。

内閣に遺骨を納付するは、氏名が判明しているもの及び遺族が受領方を希望する無名遺骨は、これを遺族に傳達し、残余の無名遺骨は中央に納骨堂を建立し、これを納骨奉祭する。

二、一般の要領



RG'-0026

0032

20/1/1912
 米
 104,224

2957 826 (484)(5,617) 2,503 (1,558) 7,826 3,295 7,142 4,205 (6,516)(7,593) 2,3017/3883 (20,840)(7,933) 6,6208 (19,764)

三谷島別細部要領

場所	期間	人員	処理要領	宿營	島内交通	近海交通	備考
沖繩島	1月間(約)	5	未収の遺骨遺品を収集する。 内地出身者の遺骨と姓名の不明な内地出身者の遺品はこれを内地に送る。 無記名の遺品は現地に埋葬する。 納骨所の軍民混合の遺骨は約半分を火葬して内地に送る。 4 納骨所の残余の遺骨は現地の民衆を主として処理する。所収の納骨所を改葬し、要すれば中央納骨所と定むる。	高野	米車	米車	島20KM×4KM 実効30日以上
硫黄島	2月間(約)	30	未収の遺骨遺品の収集処理	高野	米車	米車	島20KM×10KM 実効30日以上
サイジ島	10	10	遺骨遺品の収集処理 建碑供養	高野	米車	米車	島20KM×10KM 実効30日以上
テニヤン島	10	10	同	高野	米車	米車	島20KM×10KM 実効30日以上
グム島	20	20	同	高野	米車	米車	島50KM×15KM 実効30日以上
ブリート島	10	10	同	高野	米車	米車	島9KM×4KM (実効30日以上)
アカウシ島	約2月(約)	5	同	高野	米船	米船	島25KM×15KM (実効30日以上)
アツ島	約2月(約)	5	同	高野	米船	米船	戦場15KM×15KM
エゼン島	1月間(約)	5	同	高野	米船	米船	島25KM×15KM
ブラン島	1月間(約)	5	同	高野	米船	米船	島25KM×15KM

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0026

0033

人件費	1人/月5万円(1日約5帀)の175人月	875万円
交通費	内地から現地へ往復 アツツ島 10万円 クエリンアツツ 110万円 (註アツツ島往復1人60帀) サイバ補 第1案 硫黄島行及びアツツ島行 便船利用 (第2案 2月備船(3,000ト貨物船))	220万円(第1案) 2,670万円(第2案)
碑標費	2. 現地の交通費及び運搬費 沖縄 3万円(1納骨所) × 200 = 600万円 その他の島 10万円(1島) × 9 = 90万円	100万円 690万円
火葬費	沖縄 約100万円 その他の島 約10万円	110万円
宿営具炊具被服器具自転車消耗品類(特に調剤を必要とするもの)		100万円
計		第1案 2,795万円 第2案 4,665万円

註 1. 派遣人員は政府職員及び無料奉仕者原則とする。
2. 本表の外中央に納骨堂を建設する聖費を必要とする。
(政府出資1,000万円と民間の義金を加える)

四 所要聖費

細部は存とあり
第1案 約 220万円(硫黄島) | パラオ方面を便船による場合
第2案 約 2,670万円(硫黄島) | パラオ方面を備船による場合

アジア局長

第五課長

主席事務官

発総第二七九号

昭和二十七年五月三十日

引揚援護庁長官

外務事務次官 殿

米軍管理地域の遺骨收容等について(依頼)

引揚援護庁は三月五日AG五一(五ニ三五)DS外交部次長チャ
ールス、エヌ、スピックス発外務省宛覚書「太平洋諸島における日本
軍人戦死者の引取について」に基き、米軍管理地域の遺骨收容及び慰
霊行事について研究中である。

引揚援護庁が希望している計画の概要は別紙のとおりであるが、この
案は未だ日本政府として決定するに至っていない。

ついては、別紙計画の基礎とするため、次の事項を米国側に照会し
ていただきたい。

No. 16

記

- 一 米国は琉球、硫黄島、サイパン島、テニヤン島、グアム島、ペリ
リユール島、アンカウル島、アツツ島、クエゼリン島、及びブラウ
ン島に遺骨収集並びに慰霊のため日本政府から職員を派遣することを
許容するか
- 二 日本政府は右各島に収集した無名遺骨及び収集不能遺骨の慰霊の
ため無名戦士の墓を建てたいが米国はこれを許容するか
- 三 日本からクエゼリン島及びブラウン島への往復は米国の航空機又
は、船舶を利用して貰いたいのがこれを容認するか
アツツ島
- 四 サイパン島、テニヤン島、グアム島、ペリリユール島、クエゼリン
島及びブラウン島について次の事項
 - イ 各島に米軍及び住民の在否
 - ロ 各島の船着(揚搭 卸下)施設の状況
 - ハ 各島内の宿營、給養、交通及び通信のため利用しうるもの有
無状況・所在米軍がこれらについて協力してくれるか否か。協力

別紙計画を
米軍側から
復元する
に
注意

してくれる場合その範圍
ニ 各島の船着（揚落、卸下）遺骨の收容作業、宿營、給養、交
通及び衛生上特に考慮を要する事項
ホ 米軍は各島の遺体を現地の戦後如何に処理したか
各島の遺骨は現在どうなっているか

RG'-0026

0036

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

別紙

米国管理地域の遺骨の収集及び慰霊計画案(未定稿)

- 一 米国管理地域内の玉碎地たる琉球、硫黄島、サイパン島、テニヤン島、グワム島、ベリリユール島、アンガウル島、アッツ島、クエゼリン島及びブラウン島について遺骨遺品の収集と慰霊行事とを行う
- 二 収集した遺骨は火葬の上内遺し、収集した遺品は氏名が判明しているものはこれを内遺し、その他は現地に埋葬する
- 三 各島の無名遺骨埋葬地には一つ宛簡素な無名戦士の墓を建てて慰霊する。但し琉球については現地住民の意向を尊重して決定する
- 四 各島への派遣人員、派遣期間、利用する交通機関等は次の通り(予定)とする

島	人員	期	間
硫黄島	二〇	往復日数を加えて	利用する交通機関 日本琉球間の定期日本船 硫黄島に作業中の高野建設株式会社に関係日本船
サイパン島	二〇		
テニヤン島	一五		
グワム島	二〇		
ベリリユール島	一〇	往復日数を加えて	燐発株式会社関係日本船
アンガウル島	一〇		
アッツ島	一〇		
クエゼリン島	一〇	往復日数を加えて	北洋漁業関係日本漁船
ブラウン島			

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0026



硫黄島	20	26,520	530,000	高野建設会社関係日本船便乗(押運費)
航空料	10	20,000	200,000	北洋漁業会社関係日本船便乗
燃料			2,000,000	ガソリン等の航空費により借料推定
船料			120,000	ペリフェー、マカサリ島間小舟借上料
船	30	4,000	800,000	現地にかかり借上料
マカサリ島	160	5,000	40,000	
マカサリ島			45,77,300	
ジープ車馬借上			210,000	
通信費	8	5,000	29,300	マカサリ島、電灯200
消費器材	7	30,000	210,000	
携帶薬品	35	980	210,000	
照明器具			210,000	
衣被	105	2,000	4,000,000	201.15/1/4 × 1/2 = 100,5761
業務			30,000	線香、盗犯等
箱				
骨				
箱				
筆				
用				
火				
柴				
費				
糧				
食				
現				
地				
食				
糧				
費				
委				
託				
費				
沖				
繩				
政				
府				
撥				
開				
沖				
繩				
運				
送				
体				
処				
理				
費				
碑				
標				
費				
都				
道				
府				
費				
遺				
骨				
文				
旅				
費				
合				
計				

参考 内地に無名敷士の被骨堂(約1,000万円)を建てる必要がある。

米國管理地域中の玉碎地の遺骨処理に要する経費
所要額 421,940.00 円

區分	員数	單価	金額	備	毎
旅費	38	10,210	1,889.550	11級 3名 10級 28名	
旅費	35	52,360	2,233.200	30B 11級 74,400 × 6 = 441,600 10級 54,500 × 21 = 1,144,500 32,400 × 2 = 64,800 下ツラ島班乗船地函館までの往復旅費	
東京～函館	12	18,100	399,940		
旅費	12	10,920	2,170.560		
旅費	70	30,000	2,100.000		
旅費	7	10,080	99,560		
旅費	42	4,510	189,420	2577 × 3回 × 2人	
旅費	25	2,394	603,290	4247 × 3回 × 2人	
計			7,123,960		
旅費	40	10,000	908,450		
旅費	105	300	31,500		
旅費	30	2,000	60,000		
旅費	85	200	19,000		
旅費	35	4,190	145,950	1名 500円 (10名) 500円 2名 1,000円 2名 700円 500円 1名 1,500円	
旅費	21	12,000	252,000	45人用	
旅費	70	100,000	7,914,400	月50,000 × 2月 = 1,000,000 (建設費作業費等例)	
旅費	40	360	14,400		
旅費	65		9,109,200		

内閣府第...
の重...

米田官埋取組における戦没者の遺骨の
送還、慰霊等に関する件 案

太平洋諸島中米田官埋取組における日本人戦没者の遺骨の収集、
送還及び慰霊は左記の要領により行う。

記

本題三十日
次日合議

- 一 取組は、南島島、ウエーキ島、サイパン島、テニヤン島、グアム島、アンガウル島、ペリリユー島及び硫黄島とする。
- 二 方法は左のとおりとする。

十五名以内

- 一 派遣団は、十一月下旬に出発し別紙計画に従い各島を巡回して遺骨を収集し、慰霊の上送還可能なものを送還する。

遺骨の
送還

- 三 各島に小形の記念碑を建て、
備考
ナリノ島及び沖繩島に関しては、別途に併記。

- 二 送還した遺骨のうち、氏名の判明せるものは、
希望する遺族に交付し、残りは固

おいて納骨堂を建てて納骨する^{こと}を建前とする。

110.8

参考資料
(一)

第五課長 主席事務官 引揚隊長

米軍管下地域の玉砕不島島に無名戦士墓地を設立維持
する件に付する意見 二七七八、フ合ア五課

一、米軍管下地域内に在る遺骨の処理については、三月五日附由
連合軍総司令部覚書(別紙甲)による甲入ルに決し、我々も
してはその回答を急ぐべし、目下別紙乙号計画案(同)を
厚生省におき、主筆した大蔵省の了解后、近々次官會議
に提出する予定である。

外務省

派遣団旅行日程表(予定)					
地名	距離(哩)	出発	航海日数	着	滞在日数
横濱	1000	第1日午後	5日 7時	第1日 午前	2日
南島	950	第5日午後	4日	第13日 午前	5日
シエー	1050	第17日午後	6日 14時	第24日 午前	16日
サハバ		—		—	
シエール	130	第39日 午後	15時	第40日 午前	7日
グアム	950	第46日 午後	4日	第51日 午前	7日
アヤガラル		—		—	
ペリリュー	1150	第57日 午後	6日 22時	第64日 午前	7日
硫黄島					
横濱	900	第70日 午後	3日 19時	第74日 午前	7日
				引揚隊長 30日 7時	44日

RG'-0026

0041

二 同案や二項や二項については、別途研究（外地にある
 戦没者の遺骨、墓地の処理に因らざる見^等）の通り、
 実際慣習か、見こみ、
 （凍かに二水を実施する）とあるが、和三項「各島の無名遺骨
 埋葬」墓地には、一つは「同案を無名戦士の墓と建て、戦
 没者」とあり、同案のものではあるが、外地に戦没者墓地を設
 けし、これを維持せんとする意図であり、これには問題がある。

外務省

三 即ち、別途研究（外地に戦没者墓地に因らざる見^等）
 慣習については、見こみ、
 実際の慣行として、太平洋
 上の孤島に一つは記念碑と建てるというような方式で、外地
 に戦没者墓地を設けるものはなく、又左の如き諸問
 題も考慮せらる。

外務省

二、^{（本島）}官理上の内題。

玉碎島に専ら敷ての敷地を作り、これを維持管理することとして、この島地には日本住民は行く勿論、^{（本島）}村林内町ないし、又その側方の敷地が日本側の依頼に於いて官理を委嘱するが、この等、官理の官理技術上の内題がある。

外務省

四、以上、結論として、米軍占下の玉碎島諸島にある遺

骨の埋蔵については、遺骨の引取内還は、^{（速かに）}官算の範囲内

で、この限りに付いては、現地における世名敷との敷地

地の設定は適当なものと見られる。

外務省

場所	人数	期	備
琉球島	ニ〇		利用する交通機関 日本琉球間の定期船
硫黄島	ニ〇		硫黄島の作業者の生活建設 公使館から日本船
サトウ島	ニ〇		
アムサン島	一五	往復日数不定	帰路用乗船公使館から日本船
カワム島	ニ〇	三二月	
ペリシール島	一〇		
スニガウ島	一〇		直行便乗用日本船
アソフ島	一〇		
フエリン島	一〇	往復日数不定	本国船乗用日本船
アラウニ島	一〇	二月	

外務省

四、現地に於ける遺骨の埋葬、死者の遺灰の運送及び公布の
 経路に付ては外務省におき、その要領に於ては必要の協定
 を行ふこととする。

五、各島への派遣人員、派遣期間、利用する交通機関等は以下の
 通りとする。

外務省

別紙
乙

米國管理地域の遺骨の収集及び慰霊計画案

(米國管理地域の玉碎地たる琉球球、硫黄島、サイパン島、テニ
ヤン島、ブーム島、ペリニー島、アガウル島、アワラ島、クエロー島
及、ラウン島に於て遺骨遺品の収集と慰霊行事とをせらる。

一、収集した遺骨は、火葬の上、環し、収集し、遺品は、文房か
利明して、そのものは、内閣に送し、その他は、現地に埋葬する。

二、若島の無名遺骨埋葬墓地には、一ツ宛簡書な無名戦士の墓
を建て、慰霊する。但し、琉球に於ては、現地に住民の意向を尊重
して決定する。

外務省

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500
Diplomatic Section

(P)

AG 518 (5 Mar 52)DS

5 March 1952

MEMORANDUM FOR: Japanese Ministry of Foreign Affairs

SUBJECT: Repatriation of Japanese War Dead in the Pacific Islands

1. The United States Government is seeking to determine a policy concerning the repatriation of Japanese war dead by the Japanese Government from Pacific Islands currently under United States control. It is realized that the closest cooperation between the Japanese Government and the United States Government will be required to place this policy in effect.
2. It is assumed that the Japanese Government is currently formulating an over-all plan to deal with this same problem and that certain broad objectives are already fixed.
3. To assist the United States Government in devising means for cooperating on this project, it would be appreciated if the Ministry could furnish this Headquarters with a general outline of any plan which the Japanese Government may now have. Knowledge is desired in particular as to whether this plan would contemplate maximum repatriation of war dead remains or only token disinterment and the establishment of memorials.
4. It is requested that the Ministry furnish this Headquarters with any available records concerning the location of Japanese war dead burial areas or graves in those Islands now under control of the United States Government.

For the Chief, Diplomatic Section:

Charles N. Spinks
Acting Deputy Chief,
Diplomatic Section

Received: 7 Mar. 11:10 a.m.
Shukan: A-5.
Copy: C of IC. C of SC. Jikan
IC-3. MA. C of A. EA-1.

RG'-0026

0046

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

文書課長

注意 決裁ヲ終タルトキハ直ニ第一課
ニ送ヘ文書課ヘ廻付セラレダシ

アジア局
1952. 7. 12
第一課

高 裁 案

昭和二十七年七月十二日起案
昭和 年 月 日決裁

主管 アジア局長

主任 中五課長 首席事務官

大臣 次官

官房長

総務課長

アジア局長

中一課長

中二課長

中三課長

アジア局

中四課長

政米局長

中一課長

政州参事官

中二課長

條約局長

中一課長

中三課長

件名 外地にある遺骨の処理と墓地に関する件

太平洋戦争中における戦没者の遺骨、墓地に肉
しては、米軍管下の太平洋地域にあるものについて、

外務省

別添甲

三月五日附総司令部覚書をもつて米軍側より日本側

の實施計画を求めてきており、それについては目下厚生

省のニヤウの次官合議に

有におよそ立案中であるが、ある者として、左記方針に

別添乙を添付し、提出する旨である。

よきと致す。

中五の石さまに、おれは、見解は、たゞ、

中五裁を仰ぐ。

記

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0026

0047

一、右記の如きは、戦後の遺骨、墓地の整理に必要であること、を
認むる。

理由。

（一）現在相手国が維持管理している我が方戦没者の遺骨、墓地

等は相手国が交戦国として赤十字條約に基いて行つて

いるものであるから、不陸慣習としては、戦後速かに収集、整理

し内地に送還せざるべきものである。

よつて、

（二）米軍管下の太平洋地域のものについては、その管理を

外務省

早急にするべきである。

（四）その他の地域にあるものについては、遅くとも明年（昭和廿

二年）中に完成せしむべきである。

（五）遺骨、墓地の収集、整理は、赤十字條約の精神によ

れば双務的に行うものであるが、日米の場合相手国は既

に占領期間中にその収集送還を完了している。

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0026

0048

1. 戦後相手国にわが方の維持管理する永久的墓地を設
 けざるおには、二国間の任務協定を締結しおけるは、
 いか、その英米諸国の先例を見ると、実質的内容は
 殆んど任務協定にほゞある。
 2. 英米の文書の平和条約に規定する墓地宣言によれば、
 わが方から墓地の設置を要求できること、なつてゐるが、

外務省

2. 英連邦の場合を除くは、各人は永久墓地の維持はしない
 こととする。
 3. 維持管理の責任は相手国に永久墓地
 を維持する責任を負ふ。わが方針をたてて維持管理する。
 4. 英米からわが方に永久墓地を要求してくるものとは
 思はれぬが、念のため要するは、その旨の了解をとりつけ
 たりする。

高松に於て
 思はれぬが、念のため要するは、その旨の了解をとりつけたりする。

以上、わが方からは太平洋地域に永久墓地を行わないこととする。
 四、英連邦に好しては、先方より既に曰東側に永久墓地を
 要求してきてゐるから、例之はミンガポールの一ヶ所墓地を要
 求する事を外交交渉上のかりかまとして^{留保}保留する事も考
 へられるが、原則は永久墓地を設けない事とする。
 五、その地の地域に好しては、原則としては永久墓地を

外務省

建設すべき事とする。
 例として、
 但し、戦時中に日本が建設した慰霊塔等は、現在
 も^{撤去}撤去する時の状態にて保存されているものは、相手
 の意向によりその存否を決定する。

外務省

アジア局長
首席事務官
引揚班長

米國管理地域における戦没者の遺骨等の収集
及び送還手続に関する件

二七七一五 アジア五課

アジア局
1952. 7. 16
第一課

局長

官房長

総務課長

事務局長

事務課長

太平洋戦争中における戦没者の遺骨墓地に因しては、米軍
管下の太平洋地域にあるものについては、
総司令部覚書をもって米軍側より日本側の実施計画を
求めてきており、それについては目下厚生省において立案中
であるが、七月二十四日の次官会議に別添乙を了解事務次

外務省

資料として提出する旨である。

厚紙の
資料に打てる見解は次の通り。

一 古墳の遺施は早急になされるべきか望ま-

理由 現在米軍側が維持管理しているわが方戦没者の遺

骨、墓地等は米軍側が支配をとりて赤字字録的に整理し

て行っているものと為らざるが、現段階としては、

外務省

RG'-0026

0051

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

速かにわが国におよそ収集整理し内地に送還せらるべき
ものがある。

(遺骨、墓地の収集整理は、赤十字條約の精神によれば

双務的に行うものであるが、日本の場合米多側は既に

を完了し、その(印)を

占領地中、その収集送還を完了している。)

ニわが政府の平和条約に因り墓地宣言によれば、わが国は

外務省

墓地の設置を要求できることになっていくが、わが国としては相手
国に永久墓地を維持管理しないこととする。

理由

1. 戦後相手国にわが方の維持管理する永久墓地を以て決定する

する旨には、二国間の双務協定 (Bilateral agreement)

を締結しなければならぬが、その英米諸国の先例を見

外務省

3. 実質的内容は殆んど片務的なものである。

2. 英連邦の場合を除いては、各々は永久基地を外に維持しない事を原則としている。

1. 現住民に與へる影響

3. 其他

現住民に與へる影響は、かつての侵略戦争の思ひ出しである(キ)ものを残す事となり思影響を與へる(夏)形

外務省

2. 日本人の民族感情向上の問題

日本人は古来より冒険精神に富むといふのが傳統の風習であり、外地の人跡稀な土地に基地を作り養う事は、其の喜ぶがかりつては疑問がある。

1. 経済的負担の問題

外地に基地を維持するには、当然経済的負担を必要とするが、この負担を得るものは、経済的慰藉を以てし、種々の利便(一)種については他に与へる事なく、日本経済の復興(二)判断(三)右の種々のものだけに経済的負担を行ふか否かの問題

外務省

二 實際の整理上の問題

人跡稀な僻地に若し永久墓地を作り、これを維持管理
するとして、これらの地は日本住民なく又日本政府特権内
なから、相手も同意を以てして、これらの場合日本側の求めに
てこれら墓地の整理を三又三議するのみ日思ふ疑問である。

故に若し永久墓地を作ることは實際の整理上に便利な土地
を選ばねばならぬ。

〔備考〕

④ 日米墓地協定 交渉中であるが、切符の(問題)

前記の通り、我方としては太平洋地域に永久墓地を
設け管理し、整理し、するから、米側に對し、墓地に關する
双務協定を締結することを提議する考えはない。

外務省

米軍の持つ

臨時墓地

附帯地 横濱市本牧
線の上

面積約 5,000 坪

内 半 有 限 三 三 三 坪

名 稱 米 軍 墓 地

P. D. #

J. P. N. R.

MINA

他方、米口として、わが手に、永久墓地を設け、
これを申出せる公算は、大いと思われ、近い
将来におこし、もし米口側から、米口提議が
なされる機会には、わが方としては、これに應じな
ければならぬ。此の際、わが方として、宣言に
ある、わが方の墓地設け、の考え、今更の
のまゝ、採用すること、わが方として、今更の
墓地を設け、ない、と、宣言、今更の
宣言の、起意は、何れ、その、宣言、今更の
宣言、

外務省

乙
一

米國管理地域における戦没者の遺骨遺品の
送還等に関する件 条

米國管理地域における戦没者の遺骨遺品の送還等を
左記により実施する。

記

一 地域

米國管理地域中琉球、硫黄島、サイパン島、テマニ島、グワム島、
ペリネー島、アガウル島、エヤン島及びフラン島とする。

二 時期

でき得る限り早く実施する。

三 方法

引揚援護庁

各島に所管人員を派遣して遺骨遺品を収集し、送還
のできるものは各地に送還する。
（厚紙製の上）

710.11

秘 録

米回管理地域における最遅着の遠征船に因る件
 アリア五深長(三七七八)
 米大使館書記官コンロイ氏は七月十八日午後十時小宮
 を来訪し、本件に因り左記要旨の談話をした。
 一、先ず最初に、米國務省では本件遠征船の遅延に因る非なる
 式の本側案に於いて、全般的に討議した結果、日本側に
 對しては同情的であるが、その計画は *workable* であるための
 米國側の一般的意思向として、
 (一) 遠征船が集團派遣地域に於いて、

外務省

(参考添付)
 各島への派遣人員、派遣期間及び利用する交通機関は、次のとおり
 予定する。

場所	人員	期	間	利用する交通機関
琉球	二〇			自奉琉球間の定期日本船 硫黄島に作業中の高野建設株式会社関 係日本船
硫黄島	二〇			
サイパン島	二〇			
テニヤン島	一五		往復日数を加え	
グワム島	二〇		て二月	燐礦開発株式会社関係日本船
ペリリユー島	一〇			
アンガウル島	一〇			
アツツ島	一〇			北洋漁業関係日本漁船
クエゼリン島	一〇		往復日数を加え	
ブラウン島	一〇		て一月	米國側航空機又は米國船

RG'-0026

0056

1. パラオ島の日本人遺体は全部パラオカのリチャードソン(別
 添要図甲)の米軍基地に収容あり、現在は何れ残つ
 ていたもの。従つてパラオ島の作業隊を派遣するや西兵
 はない。但しパラオ島に駐留西兵の身、遺体と派遣する
 のに差支えはないに注意した。
 アラスカにある遺骨採取の方法は日本側に任せると
 例えはシヤトルの日本領事に手配せられたことよむかと
 思う。
 又、クワム及びその他の米國信託統治地(南洋群島)の
 地域(この場合は遠征隊は、カリフォルニア州(西太平洋)の
 情報を伝へてくる。この情報は米陸軍、海軍、空軍
 知事、信託地域高等官、事務官の四者から確認したもので
 ある。

2. 米國政府の確信は、この遠征隊の目的は、引取られた
 一、二の遺骨を、この島の北に於ては、この島に於ては、
 針である。
 (乙)には、この島に於ては、この島に於ては、この島に於ては、
 指摘した、この島に於ては、この島に於ては、この島に於ては、
 米國政府に於ては、この島に於ては、この島に於ては、
 琉球、小笠原諸島、硫黄島、沖の鳥島、南鳥島
 (註、平和條約が三條の地域に該する)

(二) 作業隊について

作業隊の構成は日米側の自由であるが、備給と作業費とから成るものと思ふ。但し、作業隊の総数は限定してしまふ。遣送船が入つた日に、作業隊員が少くたなりあつては困る。

なお、國務省は遣送船が帰る後、日米人職死者の遣送船から、島の島々に巡礼に來るとは許可しない方針である。

(三) 輸送、保管、給養について

日米政府は船を各一カ所として各島を廻るとして、原則

外務省

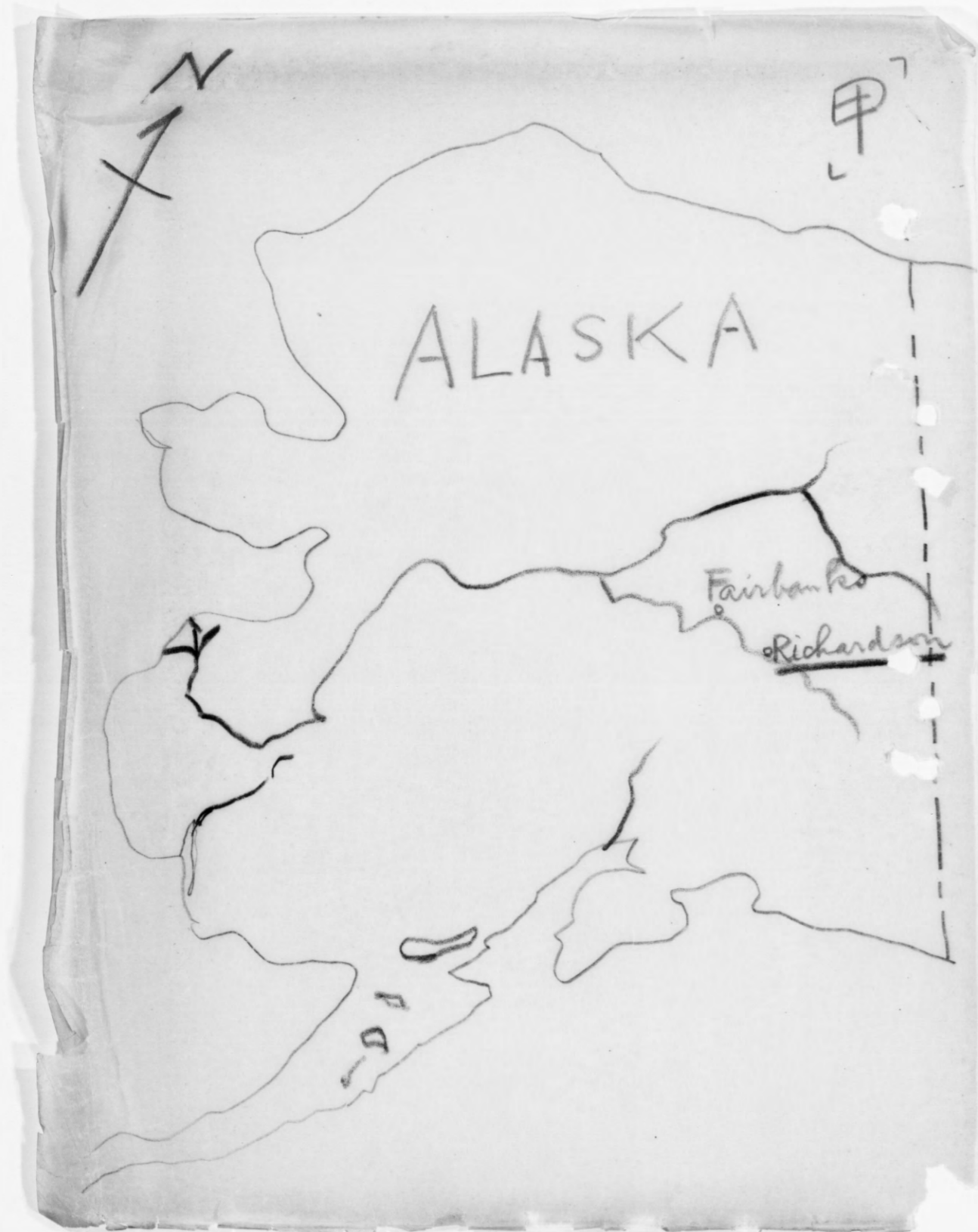
として、作業には海軍、機具、食料、物資の各品を船に積載し、現地在米側からの援助及び補給等を期待し、必要に応じて、

なお、船に復帰するに際して米側に依存しないようにはしてしまふ。若し日米側の作業が、完了しないような場合があるときは、米側でも保管庫から、食糧その他に必要物資の援助をせよといふことを、米側は希望する。申入れたところ、コンロイ書記官が同意した。

(四) 永久基地について

米側は全部の遺骨が日本側により、搬送せらるゝこととを期待している。従つて、米側の別れた遺骨は全部日本

外務省



GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500
Diplomatic Section

Tokyo
23 April 1952

MEMORANDUM FOR: Japanese Ministry of Foreign Affairs

SUBJECT: List of Japanese War Dead Interred on Wake and
Other Pacific Islands

1. Reference memorandum from the Japanese Ministry of Foreign Affairs to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, dated September 21, 1945, requesting information on places of burial of Japanese war dead.

2. The following information has been obtained from the United States Army Graves Registration Service and United States Naval Headquarters, Pacific, and is forwarded for the information of the Japanese Government:

a. Wake Island

It has been determined that there are 1,893 Japanese war dead buried on Wake Island. Names of the deceased are not available, but the locations of each grave and the number of persons buried are listed in Enclosure No. I attached to this memorandum.

b. Carolines

The only information obtainable in the Caroline group is that concerning Truk Atoll. This information is attached as Enclosure No. II.

c. Guadalcanal

This Island falls under the responsibility of the Government of the British Solomon Islands Protectorate. The Protectorate Government reports that there is located on the Island a well-kept cemetery with fifty-eight (58) graves, presumably containing the remains of Japanese war dead. Further information is not available.

RG'-0026

0050

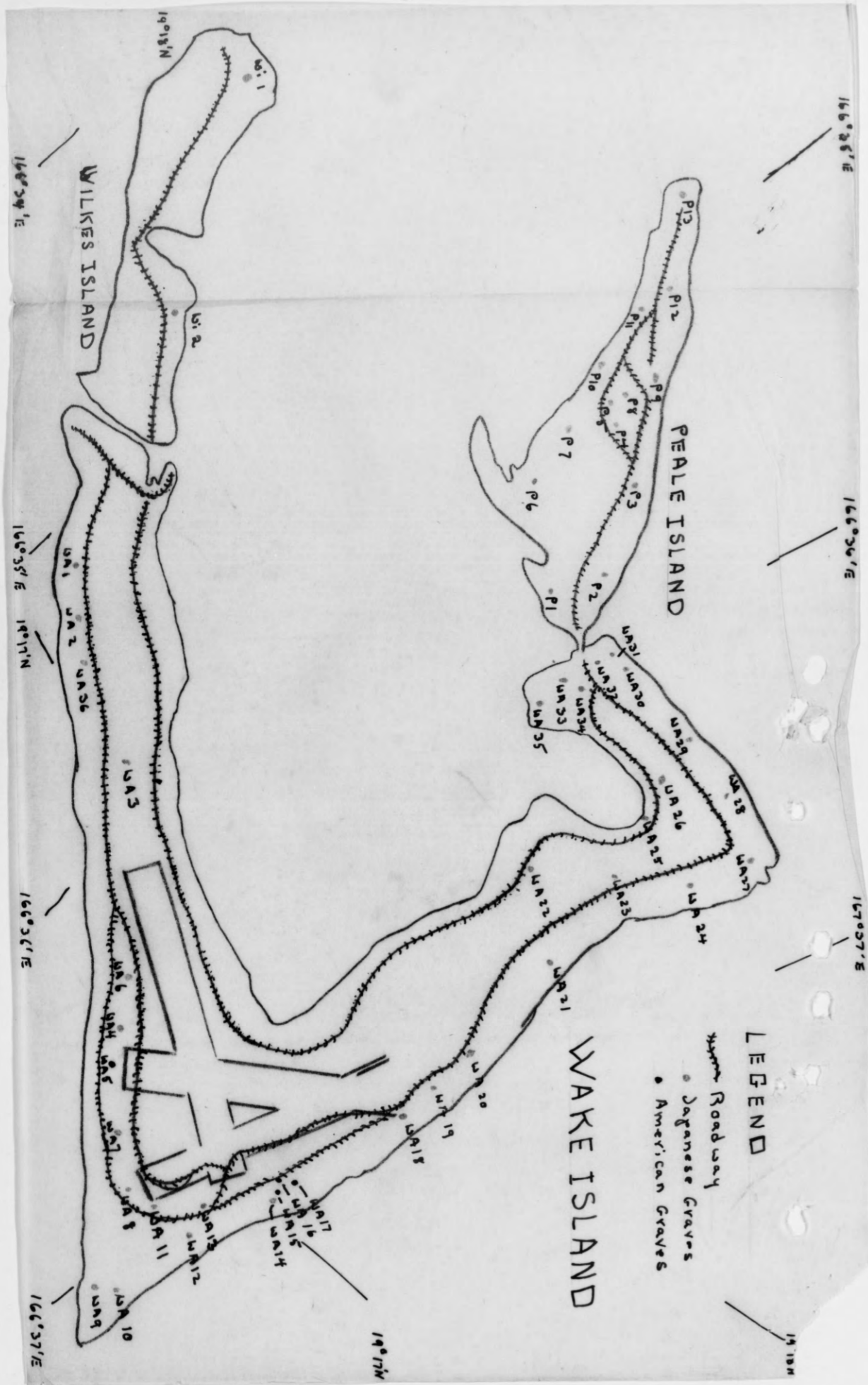
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



d. Pagerian Island

Reports indicate that there are only three Japanese war dead buried in the cemetery on Pagerian Island. Their names are listed as:

- Korao, Setake
- Osako, Sayoshi
- Shiga, Masamaru

e. New Caledonia

A list of thirty-two (32) Japanese war dead buried in the colony cemetery at Nouville, New Caledonia is attached as Enclosure No. III

f. Marshall Islands

Information obtained from the Marshall Islands indicates the existence of a cemetery on Parry Island, Eniwetok Atoll. The cemetery appears to contain common graves apparently prepared by the Japanese forces for burial of their dead. The number of deceased is unknown.

3. This Headquarters is informed that complete information concerning Japanese war dead buried in the Hawaiian Islands and in Guam was supplied by the American Graves Registration Service to Mr. Teisaku Kojima of the Japanese Overseas Agency in Honolulu in August of 1950. It is presumed that this information has previously been forwarded to the Japanese Government; consequently, this information is not repeated in this memorandum.

For the Acting Chief:

Charles N. Spinks
Acting Deputy Chief

Enclosures:

- I Japanese War Dead on Wake Island
- II Japanese War Dead on the Carolines
- III Japanese War Dead on New Caledonia

Received: 28 Apr 11.35 a.m.
Shukan : A-5
Copy : C of IC. C of SG.
IC-3 MA.
EA-1.

RG'-0026

0051

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

アジア局第五課
第五課長
主席事務官
Tokyo
23 April 1952
Diplomatic Section

Z
二復
一復
に送付済

MEMORANDUM FOR: Japanese Ministry of Foreign Affairs

SUBJECT: List of Japanese War Dead Interred on Wake and Other Pacific Islands

1. Reference memorandum from the Japanese Ministry of Foreign Affairs to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, dated September 21, 1945, requesting information on places of burial of Japanese war dead.

2. The following information has been obtained from the United States Army Graves Registration Service and United States Naval Headquarters, Pacific, and is forwarded for the information of the Japanese Government:

a. Wake Island
It has been determined that there are 1,893 Japanese war dead buried on Wake Island. Names of the deceased are not available, but the locations of each grave and the number of persons buried are listed in Enclosure No. I attached to this memorandum.

b. Carolines
The only information obtainable in the Caroline group is that concerning Truk Atoll. This information is attached as Enclosure No. II.

c. Guadalcanal
This Island falls under the responsibility of the Government of the British Solomon Islands Protectorate. The Protectorate Government reports that there is located on the Island a well-kept cemetery with fifty-eight (58) graves, presumably containing the remains of Japanese war dead. Further information is not available.

27. 4. 28

d. Pegerian Island

Reports indicate that there are only three Japanese war dead buried in the cemetery on Pegerian Island. Their names are listed as:

- Korao, Setake
- Osako, Sayoshi
- Shiga, Masamaru

e. New Caledonia

A list of thirty-two (32) Japanese war dead buried in the colony cemetery at Nouville, New Caledonia is attached as Enclosure No. III

f. Marshall Islands

Information obtained from the Marshall Islands indicates the existence of a cemetery on Parry Island, Eniwetok Atoll. The cemetery appears to contain common graves apparently prepared by the Japanese forces for burial of their dead. The number of deceased is unknown.

3. This Headquarters is informed that complete information concerning Japanese war dead buried in the Hawaiian Islands and in Guam was supplied by the American Graves Registration Service to Mr. Taisaku Kojima of the Japanese Overseas Agency in Honolulu in August of 1950. It is presumed that this information has previously been forwarded to the Japanese Government; consequently, this information is not repeated in this memorandum.

For the Acting Chief:

Charles N. Spinks
Acting Deputy Chief

Enclosures:

- I Japanese War Dead on Wake Island
- II Japanese War Dead on the Carolines
- III Japanese War Dead on New Caledonia

RG'-0026

0052

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

ENCLOSURE NO. II

LOCATION OF GRAVES OF JAPANESE WAR DEAD ON TRUK ATOLL

SITE	JAPANESE
Moen	420
Tol	235
Fefan	60
Uman	70
Dublou	1390
Udot	150
Param	46
Eten	9
Falo	9
Tis	12
Mor	1
Otta	2
Fala Beguets	5
Ulalu	7
Eot	7

ENCLOSURE NO. III

JAPANESE WAR DEAD
INTERRED IN THE COLONY CEMETERY
AT
NOUVILLE, NEW CALEDONIA

Gosaku, Nishizaki
Higino, Shigeru
Hidaka, Fujisaburo
Ishii, Saburo
Ishiyama, Sukesaku
Ito, Rizo
Kanahara, Jihei
Kaneko, Teiichi
Kanie, Tatsumi
Kato, Ryo
Kawakami, Akio
Kumaki, Tokuichi
Kusano
Maeda
Matsui, Takashi
Minami, Harumi
Mishimura, Toshio
Naga, Norito
Nakamura
Ota, Harukichi
Salta, Masakichi
Sato, Mizuo
Sato, Sumio
Sato, Tsutomu
Sato, Yasuhiki
Takamura, Gimpu
Tomizawa, Toshio
Yamane, Yutaka
Yamazaki, Shigehiro
Yasuda, Narakazu
Yeaken, (Translated Makayana)
Yokohama

RG'-0026

0053

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ENCLOSURE NO. I

LOCATION OF GRAVES OF JAPANESE WAR DEAD ON WAKE ISLAND

GRAVE	AMS MAP 822 COORDINATES	JAPANESE
Wilkes 1	166°33'57"E - 19°18'14"N	100
Wilkes 2	166 34'33"E - 19 17'50"N	50
Wake 1	166 35' 0"E - 19 17'16"N	1
Wake 2	166 35'01"E - 19 17'15"N	6
Wake 3	166 35'37"E - 19 17' 7"N	90
Wake 4	166 36'21"E - 19 16'48"N	1
Wake 5	166 36'30"E - 19 16'36"N	0
Wake 6	166 36'15"E - 19 16'51"N	6
Wake 7	166 36'52"E - 19 16'37"N	15
Wake 8	166 36'59"E - 19 16'36"N	16
Wake 9	166 37'03"E - 19 16'27"N	7
Wake 10	166 37'03"E - 19 16'29"N	5
Wake 11	166 36'59"E - 19 16'38"N	8
Wake 12	166 37'04"E - 19 16'40"N	7
Wake 13	166 37' 0"E - 19 16'45"N	3
Wake 14	166 37'04"E - 19 16'56"N	3
Wake 15	166 37'04"E - 19 16'59"N	0
Wake 16	166 37'04"E - 19 17' 0"N	0
Wake 17	166 37'05"E - 19 17' 0"N	0
Wake 18	166 37'03"E - 19 17'27"N	19
Wake 19	166 37'01"E - 19 17'27"N	7
Wake 20	166 37'02"E - 19 17'29"N	6
Wake 21	166 36'57"E - 19 17'42"N	19
Wake 22	166 36'33"E - 19 17'57"N	2
Wake 23	166 36'42"E - 19 18'03"N	5
Wake 24	166 36'43"E - 19 18'25"N	4
Wake 25	166 36'29"E - 19 18'25"N	1300
Wake 26	166 36'25"E - 19 18'25"N	1
Wake 27	166 36'42"E - 19 18'37"N	3
Wake 28	166 36'28"E - 19 18'37"N	24
Wake 29	166 36'20"E - 19 18'37"N	2
Wake 30	166 36'06"E - 19 18'31"N	2
Wake 31	166 36'02"E - 19 18'31"N	3
Wake 32	166 36'01"E - 19 18'28"N	11
Wake 33	166 36' 0"E - 19 18'22"N	4
Wake 34	166 36'02"E - 19 18'22"N	10
Wake 35	166 36'05"E - 19 18'13"N	1
Wake 36	166 35'18"E - 19 17'10"N	9
Peale 1	166 35'54"E - 19 18'21"N	50
Peale 2	166 35'45"E - 19 18'40"N	4
Peale 3	166 35'36"E - 19 18'43"N	4
Peale 4	166 35'34"E - 19 18'41"N	6
Peale 5	166 35'33"E - 19 18'41"N	3

ENCLOSURE NO. I
(Continued)

GRAVE	AMS MAP 822 COORDINATES	JAPANESE
Peale 6	166°35'24"E - 19°18'36"N	4
Peale 7	166 35'21"E - 19 18'38"N	3
Peale 8	166 35'29"E - 19 18'41"N	50
Peale 9	166 35'19"E - 19 18'56"N	6
Peale 10	166 35'14"E - 19 18'50"N	3
Peale 11	166 35' 0"E - 19 19'01"N	7
Peale 12	166 34'59"E - 19 19'06"N	1
Peale 13	166 34'55"E - 19 19'08"N	2

RG'-0026

0054

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

発給第二七九号

昭和二十七年五月三十日

引揚 援護 庁長 官

外務 事務 次 官 殿

米軍管理地域の遺骨收容等について（依頼）

引揚援護庁は三月五日A G 五一八、五一二、三、五、D S 外交部次長
チャールズ、エヌ、スピングラス 駐外務省宛覚書「太平洋諸島における
日本軍人戦死者の引揚について」に基き、米軍管理地域の遺骨收容及
び慰霊行事について研究中である。
引揚援護庁が希望している計画の概要は別紙のとおりであるが、この
案は未だ日本政府として決定するに至っていない。
については、別紙計画の基礎とするため、次の事項を米軍側に照会し
ていただきたい。

記

一 米軍は硫球、硫黄島、サイパン島、テニヤン島、グアム島、ペリリ
ュー島、アンガウル島、アッツ島、クエゼリン島及びブラウン島に
遺骨収集並びに慰霊のため日本政府から職員を派遣することを許容
するか

二 日本政府は右各島に収集した無名遺骨及び収集不能遺骨の慰霊のた
め無名戦士の墓を建てたいか米軍はこれを許容するか

三 日本からクエゼリン島及びブラウン島への往復は米軍の航空機又は
船舶を利用して賣りたいかこれを容認するか

四 サイパン島、テニヤン島、グアム島、ペリリュー島、アッツ島、ク
エゼリン島及びブラウン島について次の事項

イ、各島の米軍及び住民の在否
ロ、各島の船着（揚着、卸下）施設の状況
ハ、各島内の宿営、給養、交通及び通信のため利用しうるものの有
無状況。所在米軍がこれらについて協力してくれるか否か。協
力してくれる場合その範囲

ニ、各島の船着（揚格、卸下）遺骨の收容作業、宿營、給養、交通
及び衛生上特に考慮を要する事項
ホ、米軍は各島の遺体を現地の戦後如何に処理したか
各島の遺骨は現在どうなっているか

RG'-0026

0055

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

大東亞戰間(自16.12.8)陸海軍戦没者数

総数 1,674,614

4,061

111万未降参

中道骨の...の...推進

台湾那

251,256

南洋

10,465

104,209

小笠原

52,283

南島

島嶼

21,925

ウチノ

緬甸

161,822

佛印

泰

4,898

10,621

比律賓

470,117

79,813

ソロロカ

20,170

21,900

アンタマン

6,950

パラオ

21,941

ホルネオ

11,708

RG'-0026

0067

外交史料館

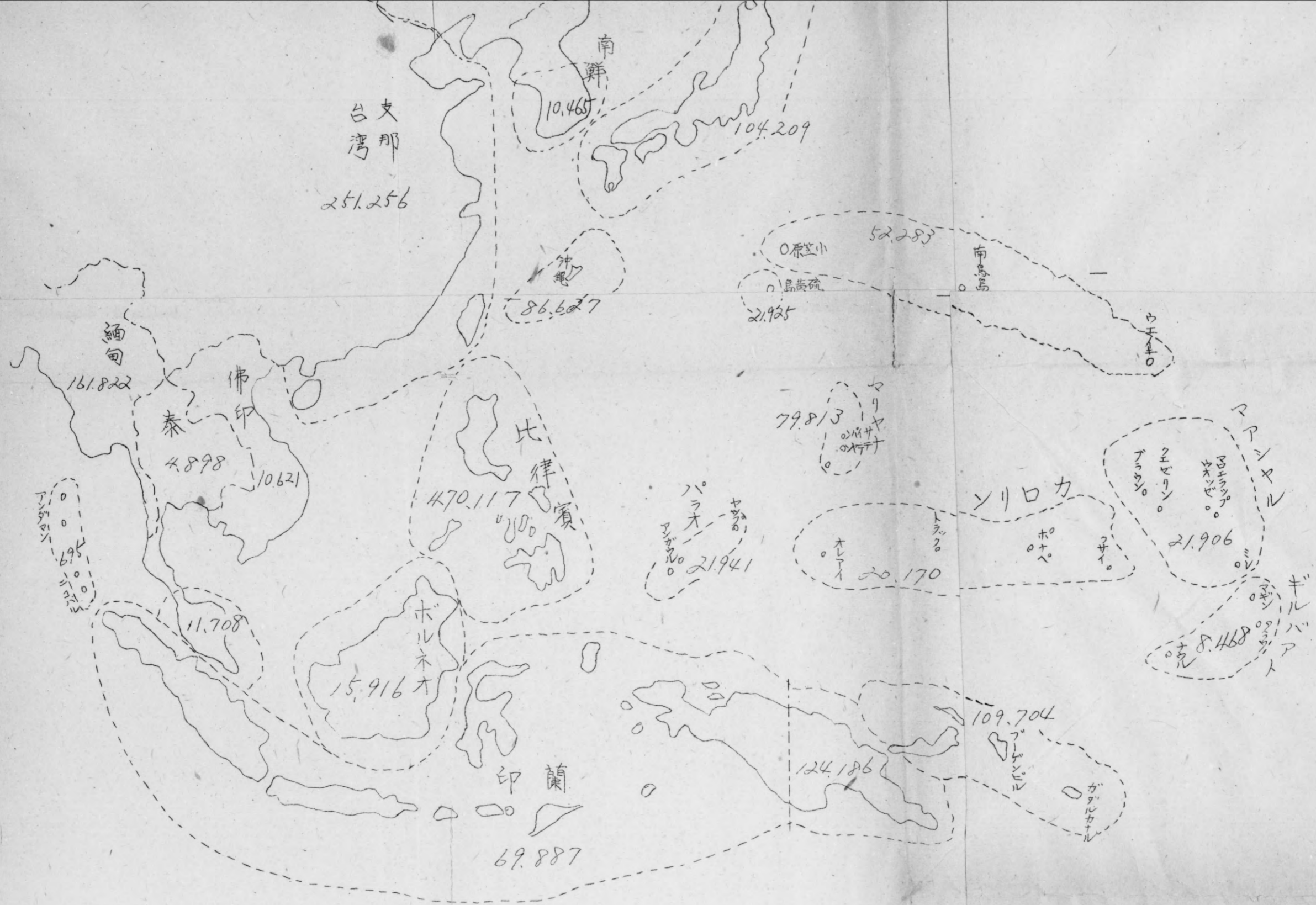
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

南洋の諸島



RG'-0026

0068

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

太平洋諸地域からの日本人戦死者の遺骨収集計画樹立
上必要があるのぞ左記事項につき、その概略をお知らせ
願います。

記

一 各島に停泊する日数は、各島によつて異なると思ふが長所
は十日又は十五日停泊することが出来るかどうか、或は四、五日
に限られるか。

二 無名遺骨の集骨は形式的に止めるようにと云ふことにな
つてゐるか、作業量からみて労務者の数は十名乃至十五名
程度でよいか、大規模に五十名も必要するか。

三 記念碑は、永久的なものとしてよいか、木柱程度か。

引揚 援 護 庁

四 ショートニ三台積みみかたと思ふが如何。

五 新聞記者(写真班員を含む)の同行を認めるか。

六 使節団の編成は、次のように考えてゐるか御注意を伺は
し。

- 長 一名
- 作業隊員 七名
- 医師 一名
- 通譯 一名
- 宗教関係員 三名
- 遺族 二名
- 計 一五名

乙
号

Repatriation Relief Agency
21 May 1952

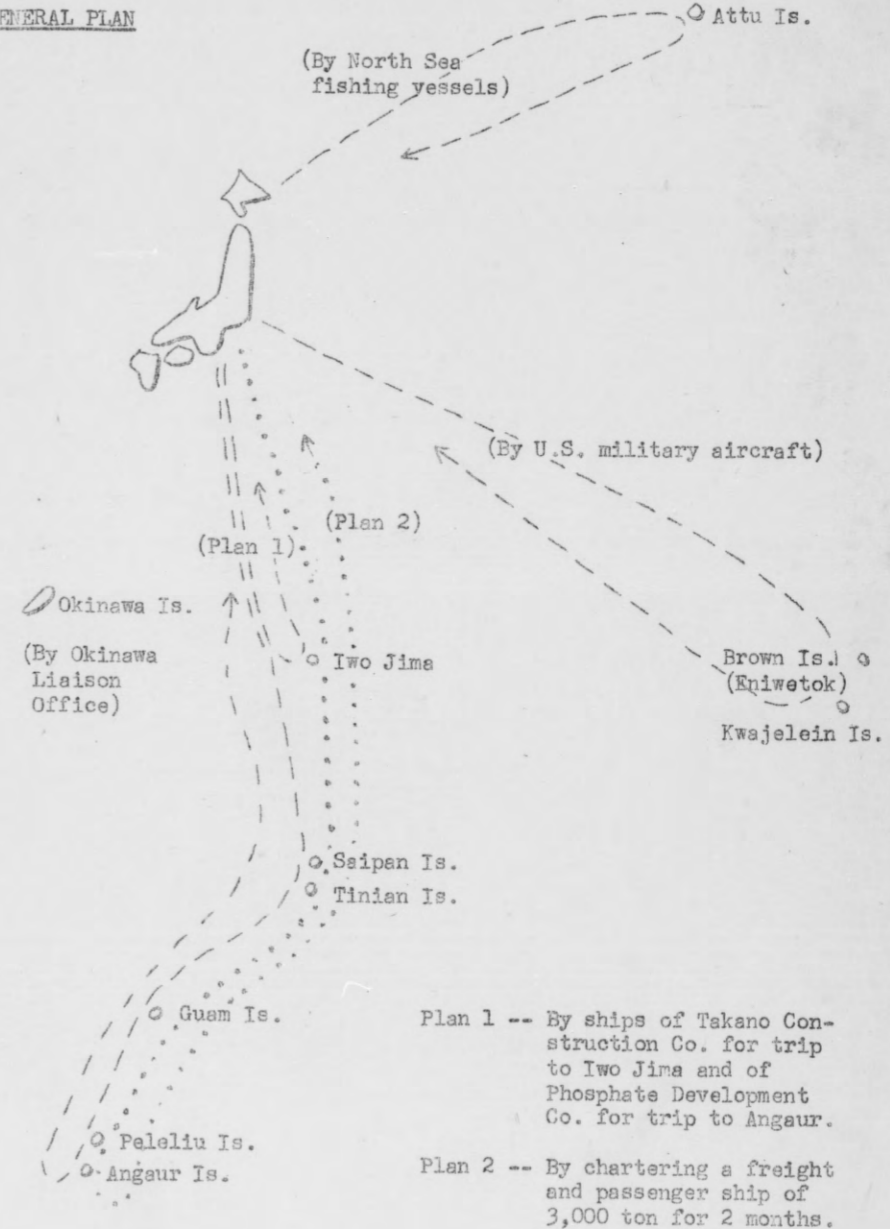
A PLAN FOR DISPOSITION OF REMAINS OF JAPANESE ARMED FORCES PERSONNEL
ON ISLANDS UNDER U.S. CONTROL

I. PURPOSE

1. To collect and/or dispose of the remains and personal effects of and to conduct memorial services for those Japanese armed forces personnel who had honorably died on Iwo Jima, Okinawa Islands, and Saipan, Tinian, Guam, Peleliu, Angaur, Attu, Kwajelein and Brown (Eniwetok) Islands, now under control of the United States.
2. To cremate remains collected and to return the ashes to Japan, to return to Japan personal effects collected and identified, and to bury effects not identified.
3. To erect a simple grave marker for unknown soldiers on each island and conduct memorial services thereat. For Okinawa, the wishes of the inhabitants will be respected and decided after consultation with them.
4. To forward to the remaining families identified remains and personal effects, to distribute ashes of unknown soldiers to families wishing to receive them, and to deposit ashes of unknown soldiers in a central ossuary to be erected.

From Mr. Conroy
Received: 6 June 1952.
K3

II. GENERAL PLAN



RG'-0026

0070

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

III. DETAILED PLAN FOR EACH ISLAND

Place	Time	Personnel	Project	Logistic Support	Land Travel	Sea Travel	Remarks
Okinawa	Jul 52 to Mar 53	Liaison Office and local officials and civilians	Collection of untouched remains and personal effects. Return of remains and personal effects of Japanese. Burial of unidentified personal effects. Cremation and return of half of unidentified remains of soldiers and civilians already collected. Disposition of remainder of remains according to wishes of inhabitants. Reinterment as necessary, and erection of central ossuary if needed.		To be borne by Liaison office and Ryukyu Government		
Iwo Jima	2 mos. Sep and Oct 52	30	Collection and disposition of untouched remains and personal effects	Takano Construction Co.	USA vehicles		Island 8 x 4 km. 45 days or more.
Saipan		10	Collection of remains and personal effects. Erection of memorials. Memorial services.	Rely on local facilities.	USA vehicles.		Island 23 x 10 km. 30 days or more.
Tinian		10					Island 20 x 10 km. 37 days or more.

III. DETAILED PLAN FOR EACH ISLAND (continued)

Place	Time	Personnel	Project	Logistic Support	Land Travel	Sea Travel	Remarks
Guam	2 mos. Sep and Oct 52	20	Collection of remains and personal effects. Erection of memorials. Memorial services.	Rely on local facilities.	USA vehicles		Island 50 x 15 km. 30 days or more.
Peleliu		10				Local boats	Island 9 x 3.4 km. 20 days or more.
Angaur							Island 3.7 x 4.5 km. (Time included in above)
Attu	2 mos. from 10 Jun 52	5					Battlefield 15 x 15 km.
Kwajalein	1 mo. Sep 52	5				US boats	Island 2.5 x 0.5 km
Brown (Eniwetok)							

ARMY AND NAVY WAR DEAD ON VARIOUS ISLANDS

Island	Army Dead	Navy Dead
Okinawa	66,208	19,764
Iwo Jima	13,833	7,933
Saipan	23,014	20,564
Tinian	4,205	7,593
Guam	7,142	6,516
Peleliu-Angaur	7,826	3,295
Attu	2,503	1,558
Kwajalein	823	5,617
Brown	2,757	484

RG'-0026

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

IV. ESTIMATED COST

PLAN 1 - Approximately 28,000,000 yen (by using available transportation to Iwo Jima and Palau Islands)

PLAN 2 - Approximately 47,000,000 yen (by chartering a ship for transportation to Iwo Jima and Palau Islands)

<u>Personnel Expense:</u>		8,750,000 yen
175 man months at 50,000 yen per man per month (Approx. \$5,00 per day)		
<u>Transportation:</u>		
a. Cost of Round Trips:		9,200,000 yen-Plan 1
Attu	100,000 yen	
Kwajalein-Brown (Round Trip to Guam, \$603.40)	1,100,000 yen	(27,700,000 yen-Plan 2)
Saipan Area - Plan 1	8,000,000 yen	
(Plan 2)	<u>26,700,000 yen</u>	
b. Local Transportation and Freightage		1,000,000 yen
<u>Monuments:</u>		6,900,000 yen
Okinawa	6,000,000 yen	
(200 ossuaries at 30,000 yen)		
Other Islands	900,000 yen	
(9 islands at 100,000 yen)		
<u>Cremation:</u>		1,100,000 yen
Okinawa	1,000,000 yen	
Other Islands	<u>100,000 yen</u>	
Camping Equipment, Clothings, Tools, Bicycles and Expendables (to be purchased):		<u>1,000,000 yen</u>
	TOTAL - Plan 1	27,950,000 yen
	(Plan 2	46,650,000 yen)

- Remarks: 1. Personnel to be dispatched will generally be Government officials and volunteers without pay.
2. Not included in this estimate is the cost of erection of a central ossuary. (Government financing, ¥10,000,000 and remainder by popular contributions.)

RG'-0026

0072

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

総理

大臣

次官

奥村参事

10月20日
佐中、佐中、佐中
左の會談をなした。

秘

政米局
カ一課長

アジア局長

アジア局長

遺骨収集並びに南方諸島に関する件

米國大使館スティーヴス書記官及びコンロイ理事官本八日午前十時アジア局長を來訪し(初田課長・内田事務官同席)要旨

一、米國管下地域の遺骨収集

スティーヴスより本國政府の訓令に基く趣

外務省

きを以て日本人戦没者の遺骨収集送還に関する別添の口上書をアジア局長に手交した。依ってアジア局長は右口上書を一讀したる上、米國政府の配慮に對し深甚の謝意を表する旨を述べたるに、スティーヴスより特に右口上書の末段に言及し、米國政府は日本に於て共同墓地を造ることを要

外務省

求する意向なき旨を述べ、更に各現地の
遺骨が日米何れのものなりや判別し難き
状況にある今日としては各地に於てその一部の
遺骨を印込に収集する外致し方なきことを
説明し、次いでコンロイより作戦地域にあつた
小笠原島は右口上書記載の主なる島以外
に澤山あるも、右を一々訪れることは事実上

外務省

不可能なりと述べたるにより、アジア局長より
右は何れも現在の状況より考え尤もなる様
思考する旨を述べ、兎に本件遺骨の收
集については国内にて異常の関心を以て期待
しおる状況なるにつき一月も早く可能なる範
囲の収集を實行したまひ旨を繰返し述べ置
きたり

外務省

尚アリア局長より本件の発表につき米國
側に何等か意見ありやと尋ねたるころ ステ
ーヴスより特に米國側には意見なしと言えり、
仍てアリア局長より日本側としては本件遺
骨収集の具体案を決定したる上発表すること
としたきにつき米國側にもなるべく同調あり
たき旨述べたるころ ステアーヴスより右に異

外務省

存なく早速國務省へも連絡すべき旨日答え
たり。
ニ、アリア局長よりモンロイに對し、先般小笠原
諸島への旅行につき何か承はることありや
と尋ねたるころ、モンロイより現地視察の結
果マーティ大使とラドフォード海軍大將との
間に如何なる意見が交換せられたるや自

外務省

分は承知せずと述べ、たゞ既に父島等に
帰國しおれる者(総計一四三名)の意見に
よれば必ずしも新しく日本内地より帰還す
る者を歓迎する気もなき様なり、特に
漁業、農地開墾等について新しく帰還
する者があれば従来の既存の關係に如何
なる影響を與へることなるや相当不安を

外務省

抱く者もありたりと語れるによりアジア局長
より、新に帰還を希望する者の生業は直
ちに既に帰つた者の生活を如何にかすことなる
がことを述べ、特に漁業等に於ては新しく
歸る漁民は深海漁業等を専らやること
となるべきにつき現在小笠原にある連中の
沿岸漁業を如何にかすことなるべきを指

外務省

RG'-0026

0076

(内)

米国管理地域における戦没者の遺骨等の送還等に関する件
 (昭二七、七、二一)
 次官会議了解事項案

米国管理地域における戦没者の遺骨等の送還等を左記により実施する。

記

- 一 地域
 琉球、硫黄島、サイパン島、テニヤン島、グワム島、ペリリユー島、アンガウル島、アツツ島、クエゼリン島及びブラウン島とする。
- 二 時期
 でき得る限り早急に着手し本年度中に完了することを旨とする。
- 三 方法
 各島に所要人員を派遣して遺骨遺品を収集し、慰霊の上送還可能なものを送還する。

No. 19

船の運力

(参考添付)

各島への派遣人員、派遣期間及び利用する交通機関は、次のとおり予定する。

場所	人員	期間	利用する交通機関
琉球	二〇		日本琉球間の定期日本船
硫黄島	二〇		硫黄島に作業中の高野建設株式会社 係日本船
サイパン島	二〇		
テニヤン島	一五	往復日数を加えて 二月	鱒鮎開発株式会社関係日本船
グワム島	二〇		
ペリリユー島	一〇		
アンガウル島	一〇		北洋漁業関係日本漁船
アツツ島	一〇		
クエゼリン島	一〇	往復日数を加えて 一月	米国側航空機又は米国船
ブラウン島	一〇		

南島島
 北島島

K7,152

北(甲) 寫

米田管理地域における戦没者の遺骨の送還、慰霊等に関する件
太平洋諸島中米田管理地域における日本人戦没者の遺骨の収集、
送還及び慰霊は、左記の要領により行う。

(昭二七、一〇、二三)
閣議了解事項案

- 一 地域は、南島島、ウエーキ島、サイパン島、テナヤン島、グ
アム島、アングウル島、ペリリュー島及び硫黄島とする。
- 二 方法は、左のとおりとする。
- 1 十五名以内の派遣団を編成する。なお、この作業のため、
少数の労務者を同行する。
 - 2 派遣団は、十一月下旬に出発し、別紙計画に従い各島を巡
回して遺骨を収集し、慰霊の上送還可能なものを送還する。
 - 3 各島に小形の記念碑を建てる。
- 備考
1 フォート、リチャードソン及び沖縄島に關しては、別途に
行う。

K7,152

27.6.25 新 報 日 本

來年一ぱいを目標 遺骨遺品引取り

濠比、緬などと正式交渉

南洋各地に眠る戦没者の遺骨、遺品の取寄は、米軍の好意で、日本政府へ協力的に引取りマンが求められ、引渡協議が中心となつて、サイパン、アングウル、ペリリュー島の遺骨は、既に米軍に引渡され、三島中、正式に決めて、米軍に送還する。南洋各地に眠る戦没者の遺骨、遺品の取寄は、米軍の好意で、日本政府へ協力的に引取りマンが求められ、引渡協議が中心となつて、サイパン、アングウル、ペリリュー島の遺骨は、既に米軍に引渡され、三島中、正式に決めて、米軍に送還する。

南洋各地に眠る戦没者の遺骨、遺品の取寄は、米軍の好意で、日本政府へ協力的に引取りマンが求められ、引渡協議が中心となつて、サイパン、アングウル、ペリリュー島の遺骨は、既に米軍に引渡され、三島中、正式に決めて、米軍に送還する。

RG'-0026

0080

10.7.5.2

嶺 嶺 新 時

27.11-3

戦没地へ慰霊団

民間からも派遣する

手として近々派兵の増大
 戦没地へ慰霊団を派遣する
 民間からも派遣する

△海外戦没地へ慰霊団を派遣する

RG'-0026



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

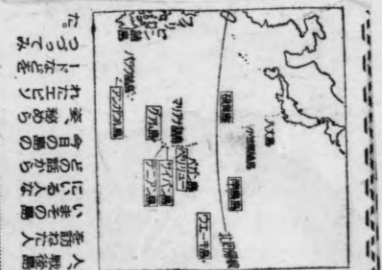
Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

14171.5.2

朝日

27.11.26

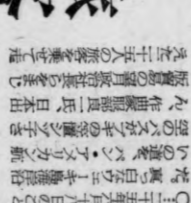
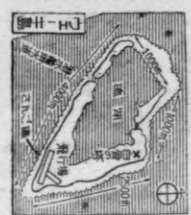


伊豆の島

伊豆の島は、太平洋の東部にあり、伊豆半島の南端に位置する。島の面積は約1,000平方キロメートルで、人口は約10,000人である。島の気候は温暖で、観光地としても知られている。

伊豆の島の歴史は古く、古くは「伊豆」の名で知られていた。島の地形は多岐にわたり、美しい海岸線と豊かな自然環境を有している。

伊豆の島の産業は主に観光業と農業である。島の美しい風景と歴史遺産を観光客に提供し、地元産品の販売を通じて地域の発展に貢献している。



伊豆の島の観光地は、美しい海岸線と豊かな自然環境を有している。島の歴史遺産もまた、観光客に大きな魅力を提供している。

伊豆の島の観光業は、島の発展に重要な役割を果たしている。観光客の増加により、地域の経済が活性化し、雇用も創出されている。

伊豆の島の観光業は、島の歴史と文化を伝える重要な役割を果たしている。観光客を通じて、島の歴史と文化を広く知ってもらうことが、島の発展にとって不可欠である。

旅客を呼ぶ島の霊

消息わからぬ白骨の塔

伊豆の島の霊は、旅客を呼ぶ。島の歴史と文化は、観光客に大きな魅力を提供している。島の美しい風景と歴史遺産を観光客に提供し、地元産品の販売を通じて地域の発展に貢献している。

伊豆の島の観光業は、島の発展に重要な役割を果たしている。観光客の増加により、地域の経済が活性化し、雇用も創出されている。

伊豆の島の観光業は、島の歴史と文化を伝える重要な役割を果たしている。観光客を通じて、島の歴史と文化を広く知ってもらうことが、島の発展にとって不可欠である。



伊豆の島の霊は、旅客を呼ぶ。島の歴史と文化は、観光客に大きな魅力を提供している。島の美しい風景と歴史遺産を観光客に提供し、地元産品の販売を通じて地域の発展に貢献している。



海ツバメの大群が乱れ飛ぶ東丘のフェーシング

伊豆の島の霊は、旅客を呼ぶ。島の歴史と文化は、観光客に大きな魅力を提供している。島の美しい風景と歴史遺産を観光客に提供し、地元産品の販売を通じて地域の発展に貢献している。

伊豆の島の観光業は、島の発展に重要な役割を果たしている。観光客の増加により、地域の経済が活性化し、雇用も創出されている。

伊豆の島の観光業は、島の歴史と文化を伝える重要な役割を果たしている。観光客を通じて、島の歴史と文化を広く知ってもらうことが、島の発展にとって不可欠である。

伊豆の島の霊は、旅客を呼ぶ。島の歴史と文化は、観光客に大きな魅力を提供している。島の美しい風景と歴史遺産を観光客に提供し、地元産品の販売を通じて地域の発展に貢献している。

伊豆の島の観光業は、島の発展に重要な役割を果たしている。観光客の増加により、地域の経済が活性化し、雇用も創出されている。

伊豆の島の観光業は、島の歴史と文化を伝える重要な役割を果たしている。観光客を通じて、島の歴史と文化を広く知ってもらうことが、島の発展にとって不可欠である。



② アンカウル島

○アンカウル島は、ニュージーランドの南東部にあり、島の面積は約四百平方キロメートル、人口は約四百人、島の中心地はアンカウル村である。島の地形は山地が多く、島の周囲には珊瑚礁の環礁がある。島の気候は温暖で、島の産業は農業と漁業である。



思い出を語るジョセフさん

○ジョセフさんは、戦時中アンカウル島に滞在していた。島の生活は厳しく、食糧不足と物資不足に悩まされた。しかし、島民たちは互いに助け合い、生き延びた。戦後、島は復興し、現在は観光地としても知られている。

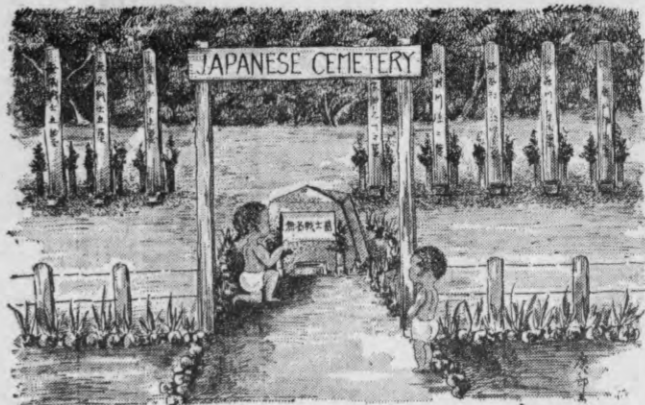
彼岸には必ずお参り

村人の手で日本人墓地



アンカウル島

アンカウル島の村人が、戦没した日本人の遺骨を収容するために、島の中心地に日本人墓地を建設した。墓地には、戦没した日本人の遺骨が収容されており、村人は定期的に参拝している。墓地の建設には、村人たちが協力し、資金を捻出した。



JAPANESE CEMETERY

アンカウル島の村人が、戦没した日本人の遺骨を収容するために、島の中心地に日本人墓地を建設した。墓地には、戦没した日本人の遺骨が収容されており、村人は定期的に参拝している。墓地の建設には、村人たちが協力し、資金を捻出した。



③ サイパン島

○サイパン島は、北西太平洋に位置する。島の面積は約1,700平方キロメートル、人口は約10万人である。島の中心地はサンファンである。島の地形は山地が多く、島の周囲には珊瑚礁の環礁がある。島の気候は温暖で、島の産業は農業と観光である。

極秘のバンザイ突撃 戦死者数もはつきりせず

サイパン島の戦況は、激戦が続いている。日本軍はバンザイ突撃を繰り返しているが、戦死者数もはつきりしない。米軍は激しい砲撃を行い、日本軍の陣地を破壊している。戦況は膠着状態が続いている。



サイパン島の戦況は、激戦が続いている。日本軍はバンザイ突撃を繰り返しているが、戦死者数もはつきりしない。米軍は激しい砲撃を行い、日本軍の陣地を破壊している。戦況は膠着状態が続いている。

サイパン島の戦況は、激戦が続いている。日本軍はバンザイ突撃を繰り返しているが、戦死者数もはつきりしない。米軍は激しい砲撃を行い、日本軍の陣地を破壊している。戦況は膠着状態が続いている。

アジア局長

第五課長

主席事務官

発総第三八九号

昭和二十七年七月二十二日

引揚 援護 庁長 官

外務事務次官 殿

米国管理地域における遺骨の処理について

七月十八日米国大使館コンロイ書記官よりグワム島、アッツ島及び米国信託統治地には日本人戦死者の遺骨はない、従つてこれらの地に遺骨処理のため人員を派遣することを許可しないとの連絡のあつた旨を貴省アジア局第五課より承知したのであるが、本問題は、国民感情その他諸般の情勢からみて重大問題であるので、左記事項について折返し米国側に照会方至急お取り計らい願います。

附録 九

記

サイパン島、テニヤン島、グワム島、ペリリユー島、アンガウル島、クエゼリン島及びブラウン島における日本人戦死者の遺骨は、如何に処理されたか、又、アッツ島における日本人戦死者の遺骨は、その一部はアラスカ陸軍墓地に移送埋葬したとのことであるが、大部分の遺骨は如何に処理されたか以上各島毎にその処理の方法及び現状を文書をもつて回答すること。

210.12

昭和二十七年七月三十日

第二復員局復員業務課

現在米軍管理地之下の太平洋戦争中
における旧海軍の死没者数につき
標記の件は次頁通しにある。

南西諸島方面

沖繩諸島	三九九	一〇三	二九六
奄美大島	二一六	二七	一八九
沖繩本島	七四三	一〇一四	六七二九
大城	死没者数	遺骨内還数	遺骨未帰還数

海軍

記帳簿

マーシャル方面

ミッドウェー島	一〇二	一五	一五四
ビキニ島	五二六	八四	五五三
ブラウン島	四八四	四三	四四一
マルト島	二二三	一一	一一二
ミレー島	五九九	二七	三二二
ウヰ島	一五三	二四	一一九
百エヌ島	一七一	八〇	九一
エメジ島	二	一	一
メシロ島	三二	二九	三三
エイトツ島	三	〇	三
地域不詳	四五五	〇	四五五
マーシャル方面			

海軍

RG'-0026

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

0000

ウエーギ島	一、三〇三	〇	〇	一、二三五
アツツ島	一〇九	〇	〇	一〇九
東カロリン方面				
クサイ島	二〇	一、三三三	一、九九九	一
トラック島	三三三	一、三三三	一、九九九	一
ホナノ島	一九〇	五三三	一、九九九	一
メレオン島	一〇〇	一三八	一九四	一
エンター島	一一一	一三八	一九四	一
モートロツ島	二三八	〇	二三四	二
島名不詳	三	〇	二三四	二
西カロリン方面				
ハナノ島	一八八	八	一〇六	一
ヤツグ島	九四	五五	三九	一

海軍

サイパン島	一四、四六九	七九二	一、三六七
テニアン島	五、六九六	一九六	五、五〇〇
グアム島	六、九五四	一、六〇〇	六、七九四
ロタ島	一〇一	二二三	七八
小笠原方面			
硫黄島	七、〇二六	六八二	六、三四五
又島	四七	三七	一〇
母島	一	〇	一
青島	一	〇	一
八丈島	三	〇	一
地域不詳	五四	八	四六
その他			
南島島	九	四	五

海軍

RG'-0026



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

米国防統統治地域太平洋諸島の死亡者数及び未還送遺骨数

昭和27年8月15日
引換核議庁

地	名	死亡者数		未還送遺骨数	
		1949年8月復員局に おいての推定数	見込数	復員局で現在 お名前が判 明している数	見込数
南西 群島	沖繩	74,535	75,870	48,816	63,975
	奄美			4,566	
	大隅			3,622	
カ リ ン 群 島	サハハ	71,642	72,640	20,611	728
	ニカ			5,190.5	
	カ			35,546	
	コ			8,444	
	オ			14,744	
	カ			1,144	
	オ			559	
	カ			59,409	
	オ			2,951	
	カ			191	
カ リ ン 群 島	ベ	32,207	33,139	8574	4,504
	ベ			348	
	カ			85	
	カ			2,402	
	カ			147	
	カ			1,273	
	カ			308	
	カ			22	
	カ			136	
	カ			16,237	
カ リ ン 群 島	カ	18,655	18,752	1,504	3,489
	カ			295	
	カ			454	
	カ			1,230	
	カ			975	
	カ			465	
	カ			12,973	
	カ			16,324	
	カ			197	
	カ			20	
カ リ ン 群 島	カ	23,881	24,242	148	564
	カ			148	
	カ			20	
	カ			197	
	カ			20	
	カ			148	
	カ			129	
	カ			16818	
	カ			820	
	カ			91	
カ リ ン 群 島	カ	1,789	1,813	911	1,325
	カ			1,317	
合	計	225,399	229,363	159,368	193,584

備考 1 死亡者数の1949年8月期の数は、1949年11月14日復員局から付
Qに報告したものである。
2 未還送遺骨数の復員局で現在判明している数は東京都以外の内地並府県の現在
の欠名判明数である。
3 身元数は人数の判明している数と仮に判明しているが確定される数との合計である。



THE FOREIGN SERVICE
OF THE
UNITED STATES OF AMERICA

No. 722

The Embassy of the United States of America presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs of Japan and has the honor to refer to the matter of repatriation of the remains of Japanese war dead from the Pacific Islands.

On instruction from its Government the Embassy is pleased to extend an invitation to the Japanese Government to dispatch an official mission to make one visit each to the islands of Angaur in the Palaus, Guam, Iwo Jima, Marcus, Okinawa, Parece Vela, Saipan, Tinian and Wake and to Fort Richardson, Alaska where the remains of the Japanese who died on Attu have been interred. The United States Government desires that the Japanese Government limit its mission to not more than 15 officials and priests. In addition an appropriate number of laborers, as may be mutually agreed between the two Governments, may accompany the mission.

The United States Government requests that the Japanese Government accomplish its complete plan of repatriation by means of a single visit by the above-mentioned mission to each of the designated areas. The United States Government will be pleased to provide an escort for the Japanese Mission, and to arrange for the mission to visit the specified areas on each island where it has been ascertained that there are remains of Japanese war dead. The mission of course should be supplied with appropriate credentials and identification to present to the local United States administering authority in each area.

It will be apparent, of course, that after an interval of more than seven years since the termination of hostilities even skeletal

remains



Vertical Japanese text on the left margin, including '事務局長' and other administrative notes.

Large vertical Japanese text on the right margin, including '大臣' and '急' (urgent).

remains will be in a state of advanced deterioration, making identification extremely difficult and improbable in most instances. Accordingly the Japanese Government is requested to instruct its Mission to make only token disinterment at each site, at the same time authorizing it to conduct appropriate religious services and to erect suitable small markers where feasible. In those areas where it has been ascertained that there are remains which can be identified by name, the Japanese mission will, of course, be permitted to disinter and to return such remains to Japan for reburial.

The United States Government recommends that the Japanese Government plan to charter and equip a vessel with all the necessary food, equipment, supplies and labor which its mission will require for completion of the task, inasmuch as most of these islands are in no position to meet any unusual request for accommodations, transportation, labor or supplies which such a mission would require. It is expected that the members of the mission will remain aboard the vessel except when engaged in the actual discharge of the duties of the mission or except when other arrangements are made with the local United States administering authorities.

In order that the United States Government may make the necessary arrangements with the local authorities on islands under United States administration, the Embassy would appreciate being informed at the earliest opportunity of the schedule and itinerary which the Japanese mission will follow. As regards the remains at Fort Richardson, Alaska, all of which are unidentifiable, it is requested that arrangements for this part of the operation be made through the Japanese Embassy in Washington, D. C., which may in turn desire to transmit its instructions to the Japanese Consul General in Seattle.

The United States

RG'-0026

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0092

The United States Government also takes this opportunity to inform the Japanese Government that it does not intend to exercise the rights and privileges granted to it by the Japanese Government in the declaration on war graves appended to the Treaty of Peace with Japan.

Handwritten signature

American Embassy,
Tokyo, October 6, 1952.

(仮訳)

七二二号

アメリカ合衆国大使館は日本外務省に敬意を表するとともに、日本人戦死者の遺骨の太平洋諸島からの送還の件に關し左の通り申し述べる光榮を有する。

本國政府からの訓令に基いて、本大使館は日本國政府がパラオ諸島のアンガウル島、グアム島、硫黄島、南鳥島、沖繩、沖の鳥島、サイパン、ウエーキの各島及びアッツ島で死亡した日本人の遺骨を埋葬してあるアラスカのフォート・リチャードソンに遺骨収集のため公式代表団を派遣するより奨よりする。米國政府は日本國政府がその代表団を十五名を超えない官吏及び僧侶に限定すること、を希望する。更に、兩政府の同意するところに従つて、適當数の勞務者が代表団に同行することを承認する。

米國政府は、日本國政府が前述の代表団をもつて指定地域への一回づつの往訪によつて全般的送還計画を完遂するより要請する。

外務省

米國政府は日本^{使節}代表団のために警備兵を準備し、また^{使節}代表団が日本人戦死者の遺骨の存在を確認せられて、各島嶼の一定地域を、遺骨収集の為渡航し得るよう手配する。^{使節}代表団は、各地域の米國地方管理官憲に提示するし、かかるべき信任状及び身分証明書を付与されるべきである。

戦斗の終熄以来七ヶ年を経過した今日においては、遺骨は極度に風化し、従つて多くの場合氏名の判別は極めて困難であり、且つ不可能に近い事は明瞭であると思われ。従つて日本政府が^{使節}代表団に対して各場所において主要な遺跡のみの発掘を行うよう指令し、同時に適宜な宗教上の供養を営み、且つ可能な場所にしかるべき小碑を立てる権限を^{使節}代表団に与えるよう要請する。氏名を判別し得る遺骨の存在が確認せられて、在地域においては、日本^{使節}代表団はかかる遺骨を発掘し、再埋葬のため日本へ送還することを許可される事は勿論である。

外務省

米國政府は、これら諸島においては^{使節}代表団の必要とする施設、輸送、労務及び補給品についての不時の需要に応じ難い状況にあるので、日本政府が一隻の船を備船し、^{使節}代表団の任務達成上必要な食糧、資材、補給品及び労務者を同船に積載するよう計画することを奨励する。^{使節}代表団がその任務を現実に遂行中の場合及び米國地方管理官憲と別に取極めた場合を除いて、^{使節}代表団員は船内に止まることを希望する。

米國政府がその管轄下にある島嶼の地方官憲に必要な手配を行うために、大使館は日本^{使節}代表団の予定する日程と順路を最も早い機会に通報されれば幸甚である。アラスカのフォート・リチャードソンの遺骨に関しては、全部氏名判別不能のものであるが、この方面の作業についての手配は在米日本大使館を通じてなされることを要請するが、同大使館はその訓令を在シヤトル日本総領事に移轉するも差支えない。

外務省

米 国 政 府 は こ の 機 会 に 日 本 政 府 に 対 し 、 日 本 と の 平 和 条 約 に 附
加 さ れ た 戦 死 者 の 墓 地 に 関 す る 宣 言 に お い て 日 本 政 府 に よ り 許 容
せ ら れ た 権 利 及 び 特 権 を 行 使 す る こ と を 意 図 し な い 旨 を 通 報 す る

アメリカ大使館

一九五二年十月六日

東京

外
務
省

RG'-0026

0095

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

No. 23

一、倭島局長

米口管理地域の遺骨収集に因り打合せあり

三、五、九、アムア五課

人若、極は型かかりの程に止める

今回は米側のいう島をとりし、将来事は其か行す

ようになるとは他の島にも行々たいと二改稿

にす。

又、五課大臣の意向により至急推進したい。

又、委員は日本側の対策が出来るまで差控したい。

外務省

二、援護作劇の意向

1. 地域中、もれている島のうち、アツツ島は特に慰霊堂
たけても是非したい。中、海道が非常に熱心。

又、中尾は南方事務向に委ねられ、二回は切り離れし

漸次行いたい。

その他の島は一隻の船にて巡訪し遺骨を収集

する計画あり。

アラスカも時侯の回復もあり別はする。

又、代表団の割振のうち、宗教関係は三名とする。

又、各島に何処遺骨を掘りかきとせよと知りた。

外務省

7. 日本側は概今回の収集作業を （詳細は別紙） 遂し
他方につて実施する場合の典型として
（以下に略す）

8. 米側より、事件発起などの程及協力を得るべく、
例之は大使館長から軍司令部に収集の旨に
知らせるべき旨を内合す

9. 新聞記者の口には、東西両軍共同して除
す。持りて留意にす。

10. 日本側の方又はカメラの携行を許される。

外務省

11. 遺族代表の加入は行はれず。

12. 代表団の構成は日本側の自由 （詳細は別紙）。

13. 方針は各少く程論議す。

14. 小碑については、通商は留意が払われる。
~~礼拝~~ 木製板石が水に濡れぬよう
左輪、又は浮除字はかまふな。

15. 旅籠日程、出立の期早く知らせて欲しい。
海軍その他の上り客に通知せよ。

外務省

外務省

4. 代表団の返答は遅くとも二週内府内に通知
して貰ふこと。

外務省

16. 高野組の方務省が軍事費を援助するについては、
海軍に連名を。
17. 信託院の次の原則上、代表団の返答と見まわす。
軍中へ趣意を述べた。
18. ~~代表団は~~ 不協者は ~~代表団~~ 代表団に於いては、
19. 船の乗組員は日本側の自由である。
20. 薩摩島には軍事顧問のおおむねの帯を認め、
また上陸を認め、海軍に海軍顧問を認め、
司令を認め、

RG'-0026

0099

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

経理

米軍管理地域における遺骨内遷及び慰霊
行事に関する件

(二七、一〇、一〇)
アジア局)

本件に関し、十月八日米国大使館ステイブス書記官はアジア局

長を来訪し、別添の口上書を手交して、特に口上書に記載して

いる島は、作戦せられた全部の島を含んでいないが、漸くこま

で関係方面をときつけてきたものであること(口上書末段にある

如く、米国政府は平和条約に附属した宣言に基く所の永久墓地を

設定する権利を、日本政府に対して行使する意図のないことを強

調した。よつてアジア局長より米国政府の配慮に対しとりあえず

感謝しておいた、何れ書面をもつて謝意を表する予定なり。

直ちに厚生省と協議し、具体案を作成中あるが、右が二、三日中

極秘

11021

に完了したる上は、これを内閣の戦犯問題等に関する連絡協議会
に報告し、閣議にかけたる上、発表する予定である。

RG'-0026

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan